

第4次綾部市人権教育・啓発推進計画

人権かがやきプラン

誰もが安心して心豊かに暮らしていける
真に人権が尊重されるまちづくりをめざして

2025年(令和7年)3月

綾部市

はじめに

本年、第二次世界大戦の終戦から 80 年を迎えますが、今もなお、世界各地で戦争や紛争が止むことなく、多くの尊い命が奪われ、人権が踏みにじられています。世界の人々は、繰り返される戦禍の歴史の中から「平和」と「人権」がいかにかけがえのないものであるかを学び、その反省から国際連合において、1948(昭和 23)年の世界人権宣言以来、人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。



我が国においても人権尊重社会の実現に向け、2016(平成 28)年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」のいわゆる人権三法が施行され、本市も 2022(令和 4)年 4 月に「綾部市人権尊重のまちづくり条例」を施行、2023(令和 5)年 4 月にはパートナーシップ制度を設けるなど、互いを認め合い、支え合う共生社会を目指した取り組みを進めているところです。

しかし、依然として被差別部落への忌避や偏見、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国籍等の人への差別のほか、近年ではインターネット上での人権侵害や性的少数者(LGBTQ+)への偏見や差別など、人権を取り巻く状況は複雑多様化しています。

このような状況の中、本市が取り組んできた施策の評価と検証を行うとともに、市民調査で明らかとなった人権に関する課題や新たな人権問題に対応し、実効性のある人権教育や啓発を行うため、「第 4 次綾部市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

今後は本計画に沿って、市民の人権意識の高揚を図るとともに、社会情勢の変化や市民意識の変化に対応し、市民一人ひとりの幸せを実現するため、市民や各種団体、事業所、行政が連携し、人権尊重のまちづくりを積極的に進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただいた綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会委員をはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げますとともに、引き続き、本計画の推進にご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

2025(令和 7)年 3 月

綾部市長 山岡 善也

目次

第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画策定の趣旨及び背景.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の性格と位置付け.....	6
1 計画の法的根拠.....	6
2 計画の位置付け.....	6
3 計画の名称.....	7
第3節 計画の期間.....	7
第2章 計画の基本的な考え方.....	8
第1節 計画の基本理念.....	8
第2節 計画の方向.....	9
第3章 人権教育・啓発の推進を図る施策の推進.....	10
第1節 人権教育・啓発の推進の方針.....	10
1 さまざまな場における人権教育・啓発.....	10
2 人権教育・啓発を担う人材の育成及び資質の向上.....	14
第2節 課題別施策の推進.....	18
1 同和問題（部落差別）.....	18
2 女性の人権問題.....	21
3 こどもの人権問題.....	24
4 高齢者の人権問題.....	28
5 障害のある人の人権問題.....	30
6 外国籍等の人の人権問題.....	33
7 感染症患者等の人権問題.....	36
8 性的指向・性自認をめぐる人権問題.....	37
9 インターネット上での人権侵害.....	39
10 社会情勢の変化等により顕在化しているさまざまな人権問題.....	41
第3節 市民との協働と支援を図る施策の推進.....	45
1 市民参加・市民参画と支援の推進.....	45
2 各種団体との協働と支援の推進.....	46
第4節 人権擁護を図る保護と救済施策の推進.....	47
1 人権問題に関わる相談体制の充実.....	47
2 保護と救済を図るための施策の推進.....	48

第4章 計画の推進.....	50
第1節 総合的な推進体制.....	50
1 推進体制.....	50
2 関係機関との連携の促進.....	50
第2節 計画推進及び進捗状況の評価.....	50
■参考資料	
1 第4次綾部市人権教育・啓発推進計画策定経過.....	51
2 綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会委員名簿.....	51
3 世界人権宣言.....	52
4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	55
5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律.....	56
6 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	60
7 部落差別の解消の推進に関する法律.....	61
8 綾部市人権尊重のまちづくり条例.....	62
9 綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱.....	63
10 用語解説.....	65

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨及び背景

1 計画策定の趣旨

「世界人権宣言」では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない」とうたわれています。また、日本国憲法第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」として平等の権利を定めています。

このような考えのもと、国内外ではさまざまな人権に関する施策が進められてきましたが、今日においても不当な差別や偏見がみられます。

これまで本市では、国が2000(平成12)年に制定した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第5条の規定に基づき、2006(平成18)年から現在まで3次にわたって、「綾部市人権教育・啓発推進計画『人権かがやきプラン』」を策定(改定)し、同和問題(部落差別)をはじめとするさまざまな人権問題に対し計画に基づいて人権教育・啓発施策に関するさまざまな取組を推進してきました。また、2022(令和4)年には綾部市人権尊重のまちづくり条例を策定し、条例の第6条において「綾部市人権教育・啓発推進計画」の策定について定めています。

2020(令和2)年3月に策定した「第3次綾部市人権教育・啓発推進計画『人権かがやきプラン』」(以下「第3次計画」という。)の策定から5年が経過しましたが、その間、新型コロナウイルス感染症の拡大が世界で猛威を振るう中で新たな差別や偏見を生み出しました。

また、インターネット等を介した誹謗中傷や「同和問題(部落差別)」に関して特定の地域を被差別部落であると指摘するような投稿による人権侵害をはじめ、外国籍等の(帰化により日本国籍を取得した人を含む)や性的マイノリティへの理解不足から起こる誤解や不適切な対応、子どもへの虐待行為、さまざまな場面や関係性におけるハラスメントの発生など、人権を取り巻く状況は複雑で多様化しています。

このように複雑化・多様化する人権を取り巻く状況の中で、すべての市民が幸福(ウェルビーイング)を実感できる社会を実現するためには、人権尊重の精神の確立とすべての人々が共生できる社会の実現に向けた取組が一層重要です。

本計画は、社会情勢の変化や市民意識の変化に対応し、必要な見直しを行い、引き続きより効果的な人権教育・啓発への取組を推進するため、第3次計画を改定し、「第4次綾部市人権教育・啓発推進計画『人権かがやきプラン』」を策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 国際的な動向

20世紀に二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、世界の人々は、「平和」と「人権」が、いかにかけがえのないものであるのかを学びました。その反省から、国際連合(以下「国連」という。)ではさまざまな取組が行われています。

■国連の主な取組

- 1948(昭和23)年12月10日の第3回国連総会において「世界人権宣言」を採択
以降も「国際人権規約」、「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」など、人権に関する数多くの国際条約を採択
- 1951(昭和26)年、「難民の地位に関する条約」を採択
- 1967(昭和42)年、「難民の地位に関する議定書」を採択
- 1994(平成6)年の国連総会において1995(平成7)年から2004(平成16)年までを「人権教育のための国連10年」とすることを決議
- 2005(平成17)年、「人権教育のための世界プログラム」を決議
- 2006(平成18)年の国連総会において「障害者の権利に関する条約」を採択
- 2011(平成23)年、「人権教育及び研修に関する国連宣言」を採択
- 2011(平成23)年の国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認
- 2015(平成27)年の国連サミットで「持続可能な開発目標(SDGs)」が「誰一人取り残さない」をキーワードに採択
- 2022(令和4)年にロシアによるウクライナ侵攻、2023(令和5)年にはイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突を受け、同年12月に国連総会の緊急特別会合で、すべての人質の解放や人道支援の確保などを求める決議案を採択
- 2024(令和6)年に、国連総会で20年連続20回目となる北朝鮮人権状況決議を採択。
(拉致問題を含む北朝鮮の組織的かつ広範で深刻な人権侵害を非難)

■SDGsとは…

「Sustainable Development Goals」の略語。

2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030(令和12)年を期限とする国際目標です。SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。



(2) 国の動向

国においては、1947(昭和22)年に「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」を基本原則とする「日本国憲法」が施行され、さまざまな人権施策が推進されてきました。

日本国憲法が保障する基本的人権の尊重にかかわる重大な社会問題であり、わが国固有の人権問題である同和問題（部落差別）については1965(昭和40)年の「同和对策審議会答申」を受けて、1969(昭和44)年に「同和对策事業特別措置法」が施行されました。以来、3つの特別法に基づき、2002(平成14)年までの33年間にわたり、早期解決のための施策が実施されてきました。

また、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国籍等の人など、さまざまな人権問題についても男女共同参画社会やノーマライゼーションあるいは共生社会の実現等の理念の下に、その改善に向けたさまざまな施策が実施されてきました。

人権課題への意識を高める取組として、2016(平成28)年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」、そして「部落差別解消推進法」という、いわゆる人権三法が施行されたほか、さまざまな人権問題に関する法整備が進められています。

■上記以外の主な法律・計画の制定や改定等の状況

- 1997(平成9)年、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定
- 2000(平成12)年、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」を施行
- 2002(平成14)年、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定
※2011(平成23)年の改定により「北朝鮮当局による拉致問題等」を追記
- 2016(平成28)年、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」を施行
- 2019(令和元)年、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」を施行
- 2020(令和2)年、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（パワーハラスメント防止法）」を施行
- 2020(令和2)年、「『ビジネスと人権』に関する行動計画」を制定
- 2023(令和5)年、「子ども基本法」を施行
- 2024(令和6)年、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」を改定・改称

(3) 京都府の動向

京都府では、人権という普遍的文化を構築することを目標に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、2016(平成28)年1月に「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)(以下「第2次推進計画」という。）」が策定され、複雑多様化する人権問題の解決に向けた取組が進められてきました。

■2016年以降の京都府の主な取組

- 2018(平成30)年「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」の運用を開始
- 2022(令和4)年、「第2次推進計画」を改定 ※新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散等の社会問題化に対応
- 2022(令和4)年、「京都府総合計画」を改定。「人と地域の絆を大切にする共生の京都府」を京都府の将来像として掲げる
- 2024(令和6)年3月、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第5次)」、「第10次京都府高齢者健康福祉計画」、「京都府障害者・障害児総合計画」、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」、「第4次京都府地域福祉支援計画」を策定(改定)
- その他、「京都ヒューマンフェスタ」の開催や同和問題(部落差別)などさまざまな人権問題をテーマとした動画を作成するなど人権課題に対する施策を推進

(4) 綾部市の取組

本市では、1950(昭和25)年に、全国に先駆け「世界連邦都市宣言」を行い、また1974(昭和49)年には、「綾部市市民憲章」を制定するなど、早くから人権尊重のまちづくりに向けたさまざまな取組を推進してきました。

2021(令和3)年3月に策定した市政運営の指針である「第6次綾部市総合計画」の施策の大綱では、まずはじめに「人権尊重社会の実現」を掲げ、人権にかかわる施策を市政の重要な柱と位置付けて、人権尊重の理念を根付かせるためのさまざまな施策について全庁的に取り組んでいます。

市民に対する人権に関する教育・啓発に向けた計画的な取組は、2000(平成12)年に策定した「人権教育のための国連10年綾部市行動計画」にはじまり、その後、「綾部市人権教育・啓発推進計画」に引き継がれています。計画は、2006(平成18)年1月に第1次計画を策定し、2015(平成27)年3月には第1次計画を見直し第2次計画を策定、2020(令和2)年3月には第3次計画を策定しました。これらの計画を通じて、学校、家庭、地域、企業(事業所)等のあらゆる場における人権と、同和問題(部落差別)をはじめとするさまざまな人権問題に関し市民の理解を深めるための教育・啓発を推進するとともに、市職員や教職員など人権問題と深いかかわりを持つ職業従事者に対する研修等に取り組んできました。

■本市における具体的な取組

- 同和問題(部落差別)をはじめとするさまざまな人権問題の理解と認識を深めるため、人権を考えるセミナーや高齢者学級と連携した人権啓発講座、保護者を対象にしたPTA人権講演会、公民館活動とも連携した人権講座や研修会、人権福祉センターでの人権講演会など、市民への啓発事業を継続的に実施
- 人権教育・啓発を担う人材育成のため、人権を尊重するという意識を持って施策や業務の推進にあたるよう、人権問題と深いかかわりを持つ職業従事者や企業(事業所)、団体職員、社会教育関係者等を対象とした研修を実施

- 人権擁護のため、人権侵害を受けた場合の相談窓口として、京都地方法務局や人権擁護委員と連携した各種人権相談を実施するとともに、生命の大切さや人権擁護の重要性等を周知するため、人権の花運動の実施や街頭啓発活動への参加など積極的な取組を展開
- 障害を理由とする差別の解消のため、「障害者差別解消法」の規定に基づき、市職員が適切に対応するために必要な事項を定めた「綾部市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領」を定め、2018(平成30)年には、誰もが障害の有無にかかわらず、手話やその他さまざまなコミュニケーション手段を活用することにより、お互いが尊重し合い、つながり合える共生社会を実現するため、「綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例」を施行
- 市の公の施設等でヘイトスピーチの防止を図るため「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨や責務を踏まえ、「綾部市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」を、2019(令和元)年10月に施行
- こどもの貧困対策のため、こどもの現在、将来が生まれ育った環境によって左右されないよう「子どもの貧困対策計画」を包含した「あやべっ子すこやかプラン」を2020(令和2)年3月に策定。さらに、2025(令和7)年3月には、「あやべっ子すこやかプラン」を改定
- 2022(令和4)年4月に、「綾部市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、本市における人権尊重のまちづくりの推進について基本理念を定め、人権尊重社会の実現に向けて、市と市民等の責務を明確にするとともに、人権教育や啓発の推進及び相談・支援体制を充実
- 2023年(令和5)年4月に、LGBTQ+等性的マイノリティの人がその人権を尊重され、自己実現を通じて生きがいを感じられる、平等で公正な、誰もが生きやすい社会の実現に向けて、パートナーシップ制度を施行

第2節 計画の性格と位置付け

1 計画の法的根拠

本計画は、人権教育・啓発推進法第5条及び綾部市人権尊重のまちづくり条例第6条の規定を踏まえ、本市における人権教育及び人権啓発に関する施策を行うため、必要な事項を定めるものです。

【人権教育・啓発推進法から抜粋】
(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

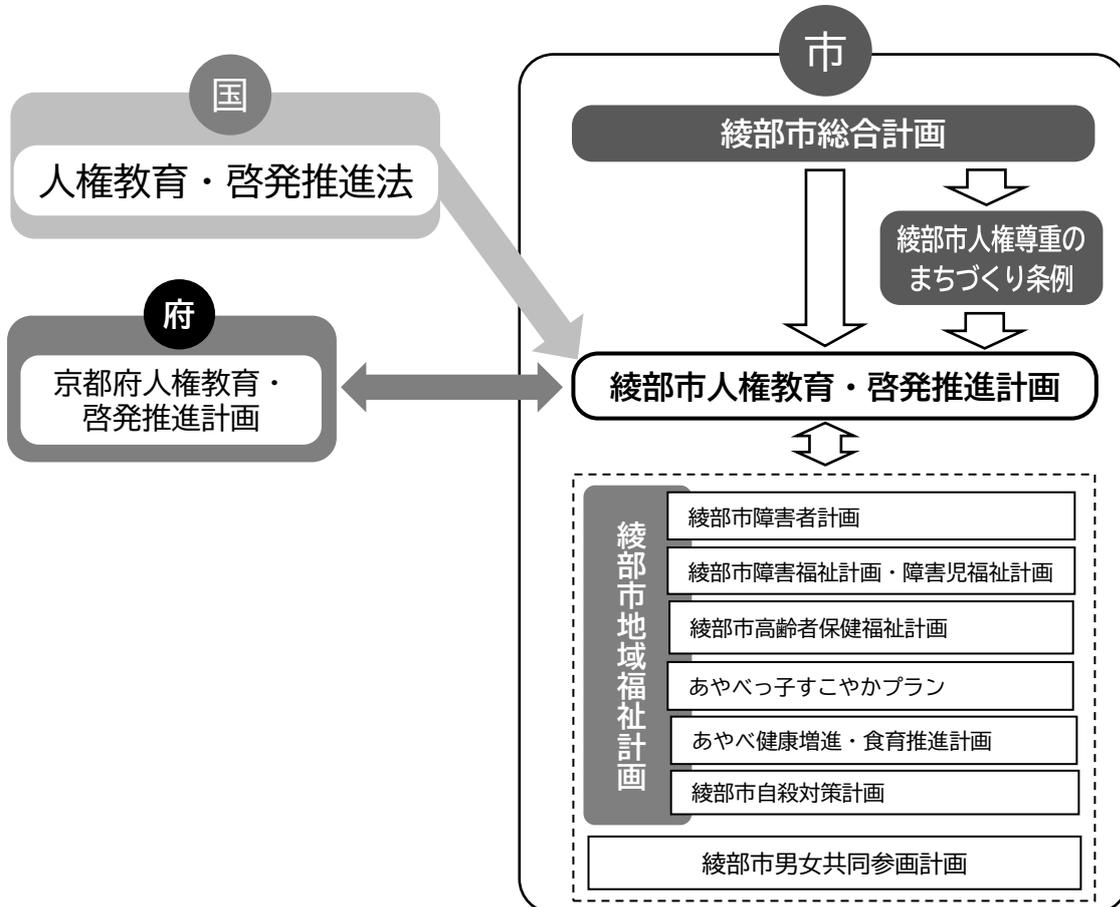
【綾部市人権尊重のまちづくり条例から抜粋】
(推進計画)

第6条 市長は、人権尊重のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権教育・啓発推進計画を定めるものとする。

2 計画の位置付け

本計画は、「綾部市総合計画」を上位計画として、本市における人権教育・啓発推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性等を示すものです。

なお、課題別施策の推進にあたっては、「綾部市男女共同参画計画」や「綾部市障害者計画」など各種課題別分野の計画と合わせて実施するものです。



3 計画の名称

■計画の名称

第4次綾部市人権教育・啓発推進計画

■計画の愛称

「人権かがやきプラン」

第3節 》 計画の期間

本計画は、2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間を計画の期間として推進します。

なお、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じ計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

人権とは、すべての人間が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない最低限の権利のことであります。この権利は、すべての人々に平等に、永久にあるべきものであり、日本国憲法において「基本的人権」として保障されています。

人権尊重のまちづくりの推進は、全ての人々が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として、2022(令和4)年4月に「綾部市人権尊重のまちづくり条例」を施行しました。

第3次計画では、「誰もが安心して心豊かに暮らしていける 真に人権が尊重されるまちづくりの推進」という基本理念のもと、人権に関するさまざまな施策を推進してきましたが、インターネットによる人権侵害や様々な場面や関係性におけるハラスメントなど、人権を取り巻く状況はますます多様化しています。

市民一人ひとりの幸せをみんなで紡いで人権尊重のまちづくりを実現していくためには、全ての人々が、人権尊重の精神を当たり前の姿勢として身につけて行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根づくことが重要です。

そのため、本計画では、現行計画の基本理念を継承し、これまでの取り組みをさらに拡充しながら、市民をはじめ、地域や学校、事業者、行政等関係者の連携のもと、人権教育・啓発に関する施策や人権侵害による被害者の保護・救済を総合的かつ効果的に進めます。

【計画の基本理念】

誰もが安心して心豊かに暮らしていける
真に人権が尊重されるまちづくりの推進

第2節 計画の方向

人権教育・啓発は、人権の意義や重要性を単に知識として得るだけでなく、日常生活の中で、人権尊重の視点に立った行動や態度となって現れることが重要です。

そのため、市民一人ひとりが、さまざまな人権問題について理解を深め、その解決を自らの課題として認識するとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、次にあげる方向性に沿って、家庭、学校、地域社会、職場などのあらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

(1) 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

多様性や違いを認め合い、さまざまな立場や状況にある人誰もが社会の一員として尊重され、誰にとっても暮らしやすく、また、安全、安心な共生社会の実現を目指す取組を推進します。

(2) 市民が主体的に取り組む人権教育・啓発

人権が尊重される社会を築くためには、市民一人ひとりが人権に関する正しい知識を習得し、身近な人権問題の解決に向けて行動することが大切です。このため、市民や市民団体等と連携を図りながら、自主的、主体的に行う学習や啓発活動を支援します。

(3) 一人ひとりを大切にしたい人権教育・啓発

人権が尊重される社会とは、自分の人権と同様に他人の人権も尊重し、一人ひとりが持っている人権を「侵さず、侵されず」という認識のもと、お互いの個性や価値観の違いを認め合う社会です。このような社会を実現するために、生命の尊さや大切さ、自分がかけがえのない存在であると同時に、他人であってもかけがえのない存在であることを実感できる取組など一人ひとりを大切にしたい取組を推進します。

(4) 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発は、「人権教育・啓発推進法」で述べられているように、人の生涯にわたる学習活動であり、また、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことでもあります。市民一人ひとりが生涯のあらゆる機会を通じて人権について学習することができるよう取組を推進します。

(5) 身近な問題から考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深く関わり、自分自身の課題として捉えるべき問題であるという認識を深めることが必要です。

私たちが日常生活で当然として受け入れてきた日本特有の風習や世間体、地域における慣習や意識、行動等の身近な問題についても、人権尊重の視点から見直すとともに、地域や職場等において身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度を身に付けることができるよう取組を推進します。

第3章 人権教育・啓発の推進を図る施策の推進

第1節 人権教育・啓発の推進の方針

人権教育は、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることをめざす総合的な教育活動です。

人権が尊重され、差別や偏見のないまちの実現には、こどもから大人まであらゆる年齢層に対する人権教育を継続して行うことが重要であり、市民一人ひとりの実践が大きな力となります。

国及び京都府の人権教育の取組を参考にしながら、多様な人権問題の解決をめざす力を育むため、さまざまな場において人権教育を推進します。

人権啓発は、市民の間に人権尊重の理念を普及させ、それに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動です。

人権啓発により、問題や課題に対する気づきや学び、人権侵害や差別をなくすための行動を促すことだけでなく、市民一人ひとりが人権（権利）の主体としての自覚を高めていくことを目指すものです。

そのため、市民一人ひとりが自分自身の課題として、人権尊重の理念に対する正しい理解を深められるよう、あらゆる媒体を活用し、効果的な啓発活動を推進します。

1 さまざまな場における人権教育・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 就学前教育・保育、学校における推進

【現状と課題】

就学前における教育・保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場です。

そのために、就学前における発達の特性を踏まえ、身近な自然や動植物に親しむことにより生命の大切さに気付かせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の感性の基礎が育まれるよう努めています。また、乳幼児のころから集団の中で基本的な生活ルールを身に付けながら自律心を育み、同時に人に対する愛情と信頼感、相手を尊重する心を養っていく教育や保育を行うとともに、乳幼児の望ましい成長を促すため、保育所・幼稚園・認定こども園等の教育・保育施設や家庭、地域が相互の連携強化を図っています。

学校教育では、地域の特性、児童・生徒の実態などを的確に把握し、教育活動全般に位置づけた「人権教育推進計画」に基づき、計画的に人権教育に取り組んでいます。教職員研修の充実、進路を保障する教育の実践、人権学習の充実、集団づくりを通して、“生きる力”を育むように努めることが必要です。また、学校の教育活動全体を通じた人権教育を推進することによって、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる人権感覚を身に付けるようにすることが重要です。

就学前教育・保育は、乳幼児期が人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であることから、言葉の学習能力やこども同士の関わりによる社会性の育成など幼児の発達の特性を踏まえ、周りの人との関わりを通して、共感や思いやりの心を育てることが必要です。

また、就学前教育・保育や学校における人権教育の成果や課題を踏まえ、保護者・地域住民と協働して人権教育の推進を図ることが求められます。

社会性や豊かな人間性を高めていくため、社会教育との連携を図りながら、同和問題(部落差別)、こども、女性、障害のある人、高齢者、外国籍等の人などに関わる人権問題に直面する人々との交流活動を取り入れた教育の充実を図ることが必要です。

【今後の取組】

① 発達段階に応じた人権教育・啓発の推進

- 乳幼児期においては、生活体験、心身の発達の過程等を考慮し、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にすることを育むことができるよう、園生活を通じて人権尊重の精神の芽生えを育む教育・保育に努めます。引き続き、各種人権研修への参加による保育の質の向上、園内における職員研修の実施を各園に促します。
- 義務教育においては、「人権教育推進計画」に基づき、自他ともに大切に、個別の人権問題を自分事としてとらえ、被差別者の思いに立って主体的に解決しようとする実践的な態度を育成します。

② 指導内容、方法等の充実

- こどもたちがより自分事として人権問題をとらえられるよう、発達段階に応じた教材の工夫や開発、研究に努めます。また、小中一貫人権学習プログラムにより系統的な指導に努めます。
- 希望進路の実現のため、家庭との連携を図り、一人ひとりの課題に応じた指導を進めるとともに、小中一貫した「『あい』のある学習」を通して、認知・非認知能力を一体的に育む学習指導を行います。また、キャリア教育の充実を図り、将来の姿を展望させつつ、希望進路の実現につなげます。

③ 保育所、幼稚園、認定こども園、学校、家庭、地域、児童館など子育て支援施設との連携

- 少子化に伴い孤立しやすい保護者に対して、子育て支援センターを中心に、地域の子育て支援団体等と連携して、子育て等の情報発信や保護者同士をつなぐ子育て支援、また、ファミリー・サポート・センター事業の「提供会員」による子育ての応援・支援を行うことで、こどもの社会性や豊かな人間性を育みます。さらに、2023(令和5)年11月に開設した子育て交流センター(あやっこひろば)においても、子育て相談、情報発信等に取り組み子育て世帯を支援します。
- 高齢者や障害に対する正しい理解を深めるとともに、こどもたちの社会性や豊かな人間性を育むため、高齢者や障害のある人との交流活動の一層の充実を図ります。
- こども食堂やこどもの居場所づくりについて、必要な支援を検討します。

(2) 家庭における推進

【現状と課題】

家庭は、社会の基礎的な単位であり、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など、人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っています。こどもは家庭での家族とのふれあいやしつけを通じて、倫理観や自制心を育みます。

しかしながら、近年、少子高齢化の進展や核家族化、就労形態の変化等を背景に、育児

不安やしつけに対する自信の喪失、地域とのつながりの希薄化等、家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭の教育力の低下が指摘されています。

また、介護や支援を必要とする高齢者や障害のある人に対する虐待、DV問題、ひきこもり、こどもであっても介護の責任を担わされているヤングケアラーの問題等、家庭にはさまざまな人権にかかわる問題が内在し、外部から見えにくく、状況を把握しにくい現状があります。

このことから、子育てなどの家庭教育に対する支援や、虐待等の被害者やヤングケアラー等が支援を求める声を上げやすい相談・支援体制を充実させるほか、互いに人権を大切にしよう家庭や地域の環境づくりのため、保護者に対し、人権に関する学習機会や情報の提供が必要です。

【今後の取組】

① 家庭における人権教育・啓発の推進

- 家庭において人権を大切にする心や態度を育むことができるよう、啓発誌等を活用し、家庭での人権教育に必要な情報の提供に努めます。
- 地域や学校等さまざまな場を通じて、一人ひとりを尊重する態度を身に付ける教育を推進し、学習したことが行動化されるよう取り組みます。

② 子育て支援やPTA等と連携した学習機会の充実

家庭がこどもの成長にとって重要であることを踏まえ、家庭の教育力を高めるための支援体制を充実するとともに、各校園での子育て講座や中学校ブロックでのPTA人権研修会等の学習の機会を充実します。

③ 家庭同士をゆるやかにつなぐネットワークの構築への支援

家庭同士をゆるやかにつなぐネットワークを構築するために、民生委員・児童委員や子育てサークル、市民団体の活動を支援します。

④ 相談体制の充実

- 家庭内における暴力や虐待、ヤングケアラー等の人権侵害の発生を未然に防止するため、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、問題の早期発見や相談・援助活動の充実に努めます。
- 地域のサービスと有機的につなぐソーシャルワークを中心とした機能を担う「こども家庭センター」を拠点に、母子保健と連携して妊娠期からの切れ目のない支援を行い、児童虐待の防止等を図ります。

(3) 地域社会における推進

【現状と課題】

地域社会は、ともに支えあう精神や人権を尊重する意識を高めるための場です。本市では、市や関係団体により人権を考えるセミナーや全綾部市人権教育研究集会、人権教育講演会をはじめ多くの人権研修会を開催しています。人権福祉センター（綾部会館、物部会館、栗文化センター）においては、人権講演会の開催の他にも、交流事業や人権啓発等の事業を積極的に開催し、市民の人権意識の高揚につながる事業に取り組んでいます。

また、公民館や市民団体等と連携を図りながら、人権教育を推進していく指導者の養成

や学習教材整備・充実など、各地区公民館での人権研修や各地域での公民館分館研修等の推進に努めています。

今後は、幼児から高齢者までのライフステージに応じて、生涯学習の視点で自発的な学習ができるよう、公民館などの社会教育施設や福祉施設等を活用し、講座の開設や交流活動の場の提供など、人権に関するさまざまな学習機会を充実することが必要です。

【今後の取組】

① 地域社会における人権教育・啓発の推進

- 地域社会において、同和問題（部落差別）をはじめとするさまざまな人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域づくりを推進するため、各公民館や人権福祉センター等との連携を強化し、人権啓発を推進します。
- 市民が参加しやすい、市民ニーズに応じた講演会の開催や人権に関する講座等を実施します。

② 人材育成の推進

- 地域教育推進員研修会の実施に当たっては、研修内容や方法について工夫、改善を図り、地域社会において人権教育を推進していける人材の育成に努めます。
- 各地区公民館や人権福祉センター、園・学校、家庭等との連携を密にし、あらゆる差別を許さず見逃さない豊かな人権感覚をもった人材の育成に努めます。

③ 学習内容の充実

人権学習講座や高齢者学級における人権講座の内容を充実します。また、各公民館の人権研修会を充実するとともに、分館研修を実施します。

(4) 企業（事業所）における推進

【現状と課題】

近年、多様な人々により構成される企業（事業所）では、不公正な採用や男女間の賃金格差、配置や昇進の格差をはじめ、長時間労働による過労死、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等のさまざまなハラスメント（嫌がらせ）、不当な差別など、企業（事業所）に関わる人権問題がメディア等で大きく取り上げられることがあります。これらの問題への対応は企業（事業所）の価値に大きく関わり、「人権」の観点から企業（事業所）活動を見直そうとの動きが国内外において高まっています。

企業（事業所）では、職場における人権尊重の原則が守られるよう、実態に応じて自主的、継続的に従業員等企業（事業所）関係者に対する人権教育・啓発活動を展開することが求められます。

本市においても、同和問題（部落差別）をはじめとするさまざまな人権問題の解決を目指し、綾部市人権教育推進連絡協議会・事業所部会による人権研修等を行うほか、綾部工業団地振興センターでの研修会や広報啓発活動の実施等、人権意識の高揚を図るための取組を進めています。

今後も綾部商工会議所等と連携し、さまざまな人権課題に関する研修や従業員等が働きやすくハラスメントのない環境づくりに向けた社内研修などの人権教育を促進することが重要です。

また、各企業（事業所）では、少子高齢化、経済のグローバル化、高度情報化、地球環境保護など、社会・経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任（CSR）を自覚し、増大する人権リスクを調査・特定し、防止及びトラブルを対処するため、「人権デューデリジェンス」の取組や「企業内人権啓発推進員」の設置が求められます。

【今後の取組】

① 企業（事業所）における教育・啓発の推進

企業（事業所）においては、当事業所部会の会員事業所が抱える問題を踏まえながら、主体的な人権問題や「ビジネスと人権」への取組を推進し、実践につながる人権教育・啓発に努めるよう促します。

② 企業（事業所）の研修に対する支援

人権啓発DVD等の学習教材や啓発資料の提供、人権研修の講師の紹介等の支援を行い、企業（事業所）の研修の促進を図ります。

③ 公正な採用選考及び雇用の促進

- すべての人々の就職の機会均等を保障するため、関係機関で構成する綾部市雇用促進連絡会議と連携し、公正な採用選考促進に向けた働きかけを行います。
- 「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」「高年齢者雇用安定法」「障害者雇用促進法」などの法制度の周知を図り、雇用の促進に努めます。

④ 職場におけるハラスメント防止に向けた支援

引き続き、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」「労働施策総合推進法」で定められているハラスメント防止のための措置義務の内容について事業主への周知に努めます。

2 人権教育・啓発を担う人材の育成及び資質の向上

市職員をはじめ、教職員・社会教育関係者、医療関係者、保健福祉関係者、消防関係者、メディア関係者等、人権と深いかかわりを持つ職業従事者も、市民一人ひとりの人権擁護に大きな影響力を持つ立場にあり、その職務の遂行に当たっては常に人権意識を持って臨むことが求められます。

そのためには、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身に付けるとともに、人権尊重の視点に立って適切な対応ができるよう、各主体において人権教育・啓発に関する研修等の実施が必要です。

また、人権教育・啓発の推進には、日頃から市民一人ひとりが人権問題を自らの問題として捉え、その正しい知識を得るため継続的に学習していくことが重要であり、市民の日常生活の身近なところで、人権教育・啓発の推進者となる、地域に密着した人材の育成が求められます。地域をはじめ、市民活動や教育現場、企業（事業所）のあらゆる場において、人権教育・啓発を担う人材を育成し、市民生活に密着した指導者としてその資質の向上に努めます。

さらに、人権擁護委員や民生委員・児童委員など地域に密着して相談活動を行う人材は、高齢化が進むとともに、担い手不足が深刻化している状況です。地域で人権啓発にかかわる担い手の発掘や育成についても市民に理解と協力を求め、人材の確保に努めます。

(1) 市職員

【現状と課題】

市職員はその職務上、市民の人権に深く関与しているため、すべての市職員が公務員として十分な人権感覚を身につけ、常に人権の視点に立って職務を遂行する必要があります。本市では「綾部市人権尊重のまちづくり条例」を基本に、多様な人権問題に対し、職員一人ひとりが豊かな人権感覚と高い人権意識を磨き、その解決に向けて主体的に取り組めるよう、「綾部市職員研修計画」に基づき継続的に人権研修を実施してきました。また、研修で学んだことを各職員が振り返り、日々の業務に生かしています。

また、人権侵害事象が発生した場合においては、「人権問題に関する綾部市職員対応マニュアル」に基づき、適切な対応を行っています。

人権研修の実施などにより、人権問題に関する正しい知識・理解を得ることができるよう引き続き取組を進めるとともに、人権を尊重する職員の育成が重要で、市職員の人権に関する意識の状況を把握し、人権研修の充実に努めることが必要です。

【今後の取組】

- 今後も「綾部市職員研修計画」に基づき、人権研修の充実を図ります。さまざまな研修に参加することにより、知的理解にとどまるのではなく、人権感覚を持って問題解決を自らの課題・責務として捉え、職員としての役割を果たすことができるよう個々の資質向上を図ります。
- それぞれの担当業務において、人権に対する正しい理解と認識のもとで業務を進めていくよう、関係機関と連携を図り、人権問題にかかわる研修の一層の充実に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係者

【現状と課題】

教職員は、教育活動を通じて、こどもの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、自らの職責を自覚し、人権感覚を高めながら、こどもの発達段階に応じた人権教育を推進することが求められています。そのためには、教職員の人権感覚・人権意識の高揚、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図ることが不可欠です。こうしたことから、それぞれの幼稚園や認定こども園、小・中学校等の実態に応じた研修、人権教育に努めています。

社会教育関係者は、地域社会をはじめとする社会教育の場において、人権教育に関する学習を積極的に推進する役割を担うことが求められるため、公民館や綾部市人権教育推進連絡協議会等の人権にかかわる市民団体と連携して、人権教育を推進していく指導者の養成を図っています。

さまざまな人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権意識を高揚させるとともに、その解決に向けて実践できる意識・意欲・態度を育成する人権学習や研修が求められます。

【今後の取組】

- 各種人権講演会について啓発を行い、自主的な参加を一層促していきます。
- 綾部市教職員人権教育研究会や児童生徒支援加配会議の場で、今日的な人権課題や地域社会における人権研修の状況を周知し、学校・地域が一体となって人権教育を推進

していけるよう支援します。

(3) 医療関係者

【現状と課題】

医療関係者については、インフォームド・コンセントの徹底や患者の人権・プライバシーに配慮した医療の確保のため、人権に対する理解と人権意識が求められます。本市では各種ガイドラインに基づき、患者へ安全で適切な医療を提供するための取組を実施し、事例検証等により患者の権利尊重及び個人情報保護に努めるなど、人権意識の高揚を図り、安全で質の高い医療が提供されています。

生命の大切さ、人間の尊厳を重んじるとともに、患者のプライバシーの配慮など患者の人権に対する深い理解と認識が求められることから、医療機関の各種委員会等において人権意識の高揚を図り、安全で質の高い医療提供に努めることが求められます。

患者への人権や権利擁護など、社会情勢に沿った新たな法制度に柔軟に対応するための教育・啓発に関する研修等の一層の充実が求められます。

【今後の取組】

患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームド・コンセントの徹底や各種委員会において患者のさまざまな権利の尊重や個人情報保護に努めるとともに、医療関係者に対する人権教育・啓発の支援に努めます。

(4) 保健福祉関係者

【現状と課題】

保健福祉関係者は個人の人権やプライバシーに配慮した処遇の徹底が求められます。本市では、民間における保健福祉従事者に対しては、関係機関と連携して研修会等を実施し、人権意識の高揚に努めています。

一方、民生委員・児童委員など地域に密着して相談活動を行う人材は、高齢化が進むとともに、担い手不足が深刻化しています。

少子化や超高齢社会が進展する中、保健福祉関係者の役割はますます重要となっており、直接、子どもや高齢者、障害のある人やその家族と接し、相談に応じたりサービスを提供したりする保健福祉関係者は、プライバシーの尊重や人権に配慮した対応が求められ、そのための人権教育・啓発に関する研修等に取り組んでいく必要があります。

【今後の取組】

- 保健福祉関係者が人権に対する正しい理解と認識のもとで業務を進めていくよう、関係機関と連携を図り、人権問題にかかわる研修の一層の充実に努めます。
- 民間施設や介護・福祉サービス提供事業者に対しては、綾部市障害者地域自立支援協議会や綾部市介護サービス事業者連絡会、ケース会議等を利用し、高齢者、障害のある人等の権利擁護のための教育・啓発に努めます。

(5) 消防関係者

【現状と課題】

消防職員や消防団員は地域住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守ることを任務としています。そのため、任務の遂行にあたっては、人命の尊重に加えて、被災者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮する必要があります。

本市では市職員を対象とした全職員人権研修をはじめ、京都府立消防学校及び他の研修機関において、市民に対する接遇や守秘義務など人権に配慮した対応が行えるよう、訓練や研修を通じて自己研さんに努めています。

近年、各地で災害が頻発し、被災者の中でも特に災害時要援護者への配慮が課題として取り上げられています。さまざまな人権が尊重されるよう消防関係者の一層の人権教育・啓発が求められています。

【今後の取組】

消防職員及び消防団員は、市民生活と密接に関わる業務を行っており、災害現場において十分に人権尊重を考慮した活動が求められます。引き続き人権講演会や人権研修会等への参加を促し人権啓発活動への取組に努めます。

(6) メディア等の関係者

【現状と課題】

新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、インターネットやSNSを運営する通信事業者は、人権教育・啓発の媒体として大きな役割を果たしている一方で、その情報は、市民の意識の形成や価値判断に大きな影響力を持っています。

メディア等の関係者は常に人権尊重の視点に立った取材活動や報道、情報発信を行うことが求められています。

【今後の取組】

- 常に人権に配慮した適正な取材活動や報道が行われるよう、メディア等の関係者と連携を図ります。
- 人権に関する情報共有を行うとともに、市民による人権教育・啓発のための自主的な取組等につながる情報提供を行います。

第2節 課題別施策の推進

課題別施策の推進では、同和問題（部落差別）をはじめ、さまざまな人権問題について、その実態や原因を正しく把握し、理解することで、あらゆる場や機会を通じて解決に向けた展望を持ち総合的に取り組むことが必要です。

さらに、これらの人権問題は単独で存在するだけでなく、実際には複数の人権問題が複合的に重なる複合差別により、重層化、複雑化している場合があることも考慮に入れると同時に、これまでの取組の現状も踏まえ、総合的かつ効果的に取組を進めることが求められます。

引き続き、保育所や幼稚園、認定こども園、学校、市民団体、公民館、企業（事業所）等と連携し取組を進め、人権侵害による被害者の保護、救済については、関係機関と連携し、一人ひとりの人権が保障されるよう相談体制の充実に努めます。

1 同和問題（部落差別）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【これまでの取組】

同和問題（部落差別）は、一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、わが国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、1965(昭和40)年の「同和対策審議会答申」及び1969(昭和44)年の「同和対策事業特別措置法」施行以後、33年にわたり実施されてきた同和対策事業は、2002(平成14)年3月の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効をもって終了しました。その後、特別対策は一般施策へ移行し、残された課題については、現行制度を的確に運用しながら問題解決を図ってきました。

2016(平成28)年12月には「部落差別解消推進法」が施行され、この法律では「現在もお部落差別が存在する」との認識が明確に示され、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要である」と規定されています。

同和問題（部落差別）をめぐっては、土地への忌避意識、匿名性と拡散性を利用したインターネット上での差別書き込み等の事案も依然として起こっています。

このような背景から、本市においても、一般施策に移行後、人権尊重社会の実現を目指し、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めるとともに、同和問題（部落差別）を人権にかかわる重要課題の一つとして取り上げ、総合的な人権施策推進の一環として、早期解決を目指した取組を展開してきました。

【現状と課題】

本市では、同和問題（部落差別）は、基本的人権にかかわる重要課題であるとの認識のもと、早期解決に向け、地域の課題やニーズを的確に把握し、差別意識や偏見を解消するための教育・啓発及び人権福祉センターでの交流事業や相談事業、同和問題（部落差別）をテーマとした人権講演会を実施するなど、市民相互の理解と信頼を深めていく取組を進めてきました。また、部落解放・人権政策確立要求綾部実行委員会を組織し、人権侵害を受けた被害者を救済するための「人権侵害救済法」の制定を国に求める活動を行って

ます。

さらに、2022(令和4)年4月には「綾部市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、同和問題(部落差別)をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向け、人権尊重の実現を目指しています。

市民調査では、「同和問題(部落差別)は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい」との質問に「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答した市民は23.3%で、前回調査の34.1%に比べ10.8ポイント減少し、この意見を否定する割合が前回の38.1%から今回46.5%に増加しています。この結果から、同和問題(部落差別)について、人権学習を通じて正しく理解することの必要性が市民の間に浸透してきている様子が見えます。

また、「被差別部落や被差別部落の人のことを気にしたことはないし、部落差別は私には関係がない」との質問に「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答した市民は31.9%に対し、この意見を否定する割合は42.8%となっています。また、被差別部落の人と身内の結婚については、「本人同士が決めたことだから、身内が被差別部落の人と結婚することには反対しない」との質問に「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答した市民は72.2%と大勢を占めるのに対し、明確に反対する意見は6.9%と少数派となっています。

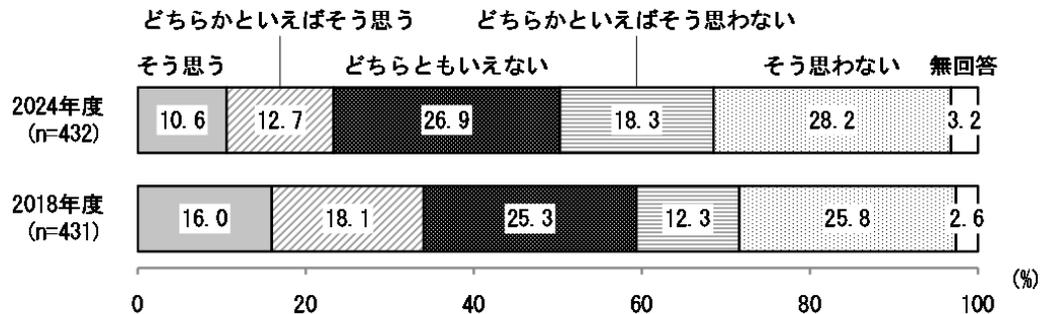
一方、被差別部落内に希望する住宅がある場合、「避けると思う、どちらかといえば避けると思う」は31.7%となっています。

被差別部落出身者との結婚に理解を示す市民は多い一方で、被差別部落という土地そのものに対する忌避意識は依然残っている様子が見えます。

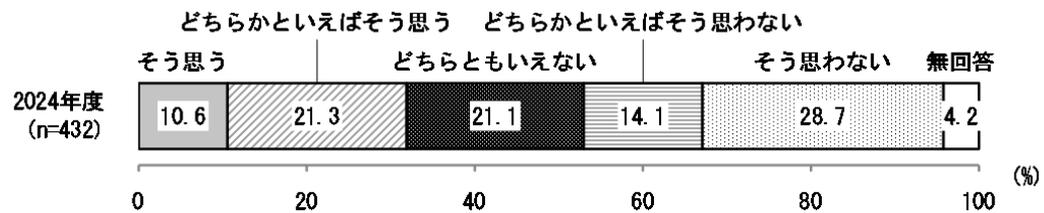
現在もSNSや動画などを通じ、被差別部落に関して差別を助長する投稿がみられます。部落差別解消推進法が「現在もなお部落差別が存在する」と明記したように、同和問題(部落差別)は過去の問題ではなく、今なお存在する現実の課題であることを認識し、同和問題(部落差別)について学び続けることが大切です。そのため、市民一人ひとりが同和問題(部落差別)の解決を自らの課題として受け止め、学校、家庭、地域等、あらゆる場において、正しい理解や関心が高まるよう、より一層の教育・啓発を推進することが必要です。

■人権の尊重や侵害について、人によっていろいろと考え方の違いがあります。次にあげる事項ごとにあなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んでください。

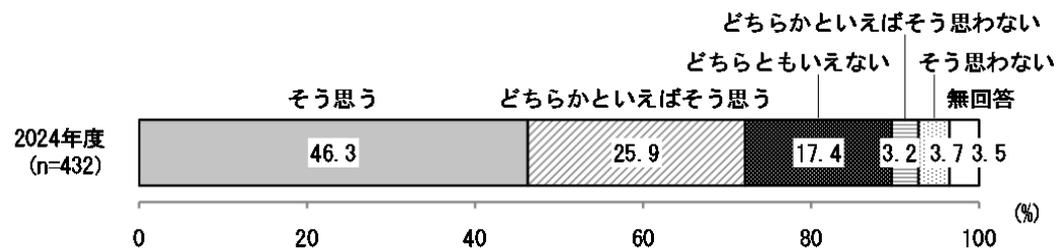
[同和問題（部落差別）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい]



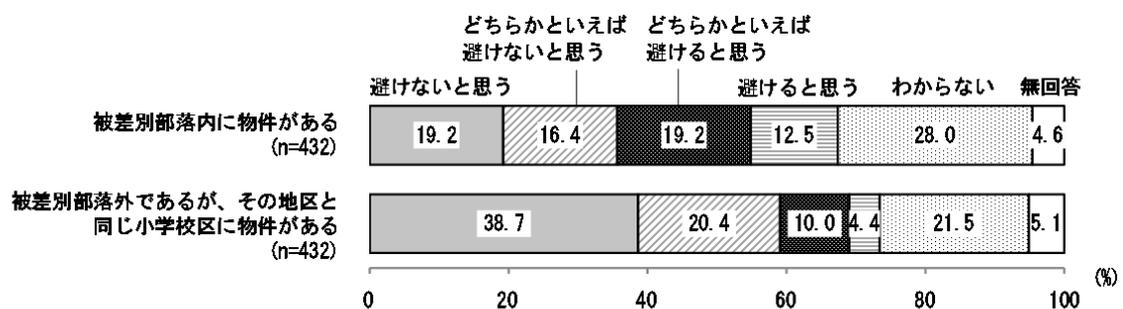
[被差別部落や被差別部落の人のことを気にしたことはないし、部落差別は私には関係がない]



[本人同士が決めたことだから、身内が被差別部落の人と結婚することには反対しない]



■あなたは住宅を選ぶ際に、価格等が希望にあっても、次のような条件の物件の場合、どうすると思いますか。



【今後の取組】

① 同和問題（部落差別）における差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

- 「部落差別解消推進法」の理念を踏まえ、人権福祉センターと各関係機関との連携強化や人権を考えるセミナー等を中心とした研修の充実等を図ることにより、同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識を深め、差別意識や偏見など心理的差別を解消するよう、効果的な人権教育・啓発の取組を推進します。
- 保育所や幼稚園、認定こども園、学校、市民団体、公民館、企業（事業所）等と連携を図りながら、綾部市人権教育推進連絡協議会リーダー研修会等の充実を図り、人材育成をはじめ、団体間の交流を深める取組を推進します。
- 人権福祉センターでは、「人権と福祉の拠点施設」として、周辺地域を含めた地域社会の中で、市民相互の理解と認識を深めるための交流事業や生活上の相談事業、高齢者や障害のある人の支援等課題解決に向けた取組を引き続き進めます。

② 人権侵害に対する人権擁護への対応

被差別部落の問い合わせや差別落書き、インターネットを利用した人権を侵害する差別事象については、京都地方法務局や京都府、関係機関等と連携し削除要請を行うなど適切な対応を行い差別されない権利を守るとともに、関係者に対し、同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に努めます。

■進捗を共有する指標

指標	現 状	目標値
	2023(令和5)年度	2029(令和11)年度
人権福祉センター各種事業の参加者数(年間)	3, 749人	4, 500人

2 女性の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【これまでの取組】

国際社会では、1967(昭和42)年の「女子差別撤廃宣言」採択を経て、1975(昭和50)年を「国際婦人年」と定め、女性の地位向上のためさまざまな運動に取り組みました。

国内においても、1977(昭和52)年に「国内行動計画」策定をはじめ、1986(昭和61)年に「男女雇用機会均等法」、1999(平成11)年に「男女共同参画社会基本法」、2000(平成12)年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」や2001(平成13)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、2015(平成27)年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」など各種法律や制度の整備が図られました。

昨今の女性をめぐる問題は、生活困窮をはじめ、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化・多様化・複合化し、コロナ禍によりこうした課題が顕在化しました。「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性への支援強化が喫緊の課題となっています。

国では、2022(令和4)年6月に、AV出演被害の防止を図り、被害者の救済に資するため「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物

への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」が施行されました。また、さまざまな困難な問題を抱える女性への支援の根拠法を、これまでの売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する民間団体との協働といった視点も取り入れた新法として、2024(令和6)年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、女性本人の立場に寄り添って相談に応じ、さまざまな機関と連携・協力して、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援を実施することとしています。

【現状と課題】

本市においては、性別を理由とする差別的な取扱いや性別役割分担意識の解消を目指し、2006(平成18)年4月に施行した「綾部市男女共同参画条例」に基づき、2021(令和3)年に「第4次綾部市男女共同参画計画(以下「あいプラン」という。)」を策定しました。あいプランでは、すべての人が社会の対等なパートナーとして、性別にかかわらず、多様な活動が選択できる社会の実現を目指し、総合的かつ計画的に男女共同参画の取組を推進することとしています。

市民調査では、「男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児を担うのがよい」との質問に「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答した市民は6.3%と低いものの、女性は、就業の中断や非正規雇用の割合が高いことから、男女間の賃金格差が生じています。また、セクシュアルハラスメントやDV等の被害者の大半が女性です。これらは、男女の社会的地位や経済力の格差に加え、女性軽視の風潮が背景にあり、社会全体での対応が必要となっています。

本市では、フェミニストカウンセラーによる女性相談を定期的を実施し、DVや性別による差別行為、人権侵害に関する被害の相談に対して、同性の立場から助言等を行っています。また、デートDVへの認識を深めるために若年層に対しても啓発を行っています。

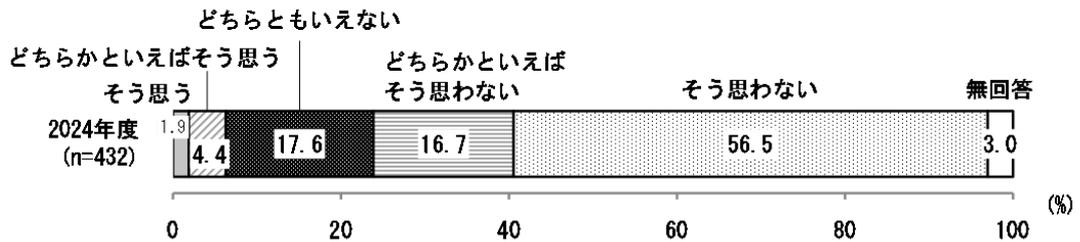
女性の職業生活における活躍推進については、「女性活躍推進法」に基づき、市内在勤、在住の働く女性を対象とした講座を2015(平成27)年度から実施し、交流を通じたネットワークづくりについても支援を行っています。また、市役所では2020(令和2)年に策定した「綾部市特定事業主行動計画」で、管理監督職への女性職員登用率を30%以上とする目標を掲げ、すでに目標を達成しています。

女性の社会参画においては、市の審議会等さまざまな決定の場への女性の参画状況は、あいプランの目標である男女ともに40%に対して、2023(令和5)年度時点では30%となっており、一歩ずつではありますが進んでいる状況にあります。

今後は、固定的な性別役割分担意識をなくし、男女が対等な社会の構成員として、男女間の格差を是正し、あらゆる分野の活動に参画する機会を確保することが求められます。また、男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮することのできる社会づくりが重要です。

■人権の尊重や侵害について、人によっていろいろと考え方の違いがあります。次にあげる事項ごとにあなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

〔男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児を担うのがよい〕



【今後の取組】

① 男女平等の教育・啓発の推進

- 市民向け講座や管理職層をはじめ社員を対象とした企業（事業所）向け講座の開催、小・中学校向けの啓発冊子の配布等を通じ、幅広い世代に向け学習の機会を提供し、男女平等や人権尊重の理念を家庭や企業（事業所）など広く社会に根付かせ、慣習による固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を推進します。
- 男女共同参画を考える講座「あいアカデミー」については、参加者が固定化しないよう案内の方法を工夫するとともに、男性の参加を促すなど、さらに参加者の幅を広げる取組に努めます。

② 政策等立案・決定の場への女性の参画の推進

あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の参画を推進するために、あいアカデミーの開催等を通じ、意識啓発に取り組み、女性リーダーの養成等に努めます。

③ 暴力の根絶

- DV等を社会的な問題としてとらえ、暴力を根絶するため、あらゆる場において研修や広報、啓発の取組を推進します。
- DVやデートDV、ハラスメントに関する相談体制を充実するとともに、適切に対応ができるよう相談員の資質の向上を図ります。

④ 働く場における男女共同参画の促進

- 「男女雇用機会均等法」をはじめ、長時間労働の見直しや男性の育児休業の取得の促進等のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する企業（事業所）や従業員の理解を深め、男女が性別により差別されることなく、働きやすい労働環境づくりを進めるため、京都府や市内企業（事業所）と連携し、各種講座の開催や啓発、情報提供等の取組を推進します。
- 就職や再就職を希望する女性の相談や能力開発の支援に引き続き努めます。
- 「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「労働施策総合推進法」で定められているハラスメント防止のための措置義務の内容について事業主に周知し、啓発に努めます。

⑤ 相談体制の充実

暴力や働く場における性差別やハラスメント等さまざまな人権問題の解決を図るた

め、各種相談機関において、相談者に対する助言や必要な情報提供等を行うとともに、国や京都府など関係機関との連携を強化するなど、相談体制の充実を図ります。

■進捗を共有する指標

指標	現 状 2023(令和5)年度	目標値 2029(令和11)年度
あいアカデミー等各種講座への参加者数(年間)	313人	350人
男女共同参画社会づくり図画・ポスターコンクール出展数(年間)	381点	450作品
審議会・委員会等への女性の参画率	30.1%	40%以上

3 こどもの人権問題

【これまでの取組】

児童買春や児童ポルノ、薬物乱用など、こどもの健康や福祉を害する犯罪が発生するとともに、こどもへの虐待やいじめ等が社会問題になっている状況から、1999(平成11)年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が制定されるなど、個別立法による対応が進められています。

いじめが社会問題になる中、2013(平成25)年には、いじめの防止対策の基本理念、いじめの禁止や関係者の責務を定めた「いじめ防止対策推進法」が制定されました。

その後、2023(令和5)年4月には、こどもの権利を保障する総合的な法律である「こども基本法」が施行され、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができるとともに、こども政策を総合的に推進することとし、こども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定やこどもの意見の反映などについて定められました。

また、格差社会の進展等によりこどもの貧困が大きな問題となり、その解消、教育の機会均等、次世代への貧困の連鎖の防止等を図るため「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2014(平成26)年1月に施行され、2024(令和6)年6月には、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正(改称)されました。

【現状と課題】

本市では、2005(平成17)年に、綾部市次世代育成支援対策推進行動計画「あやべっ子すこやかプラン」を策定し、次代を担うこどもたちの心身の健全育成を目指し、子育て支援の施策を推進してきました。2015(平成27)年度には、子ども・子育て関連3法の成立を受けて「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、「あやべっ子すこやかプラン」を改定、さらに、2025(令和7)年3月にも改定されました。2026(令和8)年3月には、「(仮称)綾部市こども計画」を策定することとしており、子ども・若者及び子育てに関する施策等を推進しているところです。

児童虐待等の対応は、「綾部市要保護児童対策地域協議会」、「家庭児童相談室」における相談体制など保護・支援の充実や市民への啓発を行うとともに、関係機関等が緊密な連携を図り、虐待の防止に努めています。

また、不登校やいじめなどの問題については、教育支援センターを設置するとともに、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等を配置するなど、相談、支援活動に取り組んでいます。

2014(平成26)年には、いじめ防止の対策を実効的に行うため、また、重大事態が発生した場合の対応として「綾部市いじめ防止対策推進委員会」を設置、同時に、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るために「綾部市いじめ問題対策連絡協議会」を設置しています。こどもの貧困対策は、本市では、2017(平成29)年にこどもの貧困対策を総合的に推進することを目的として「綾部市子どもの貧困対策連絡会(綾部市こどもの貧困の解消に向けた対策連絡会)」を設置し、関係部署と横断的な連携を図るための情報共有、意見交換を行い、問題解決に取り組んでいます。さらに、こどもの発達を保障するため、就学前からの早期発見・早期支援の取組やPTA活動の支援等、地域や家庭における教育の向上の取組を進めています。

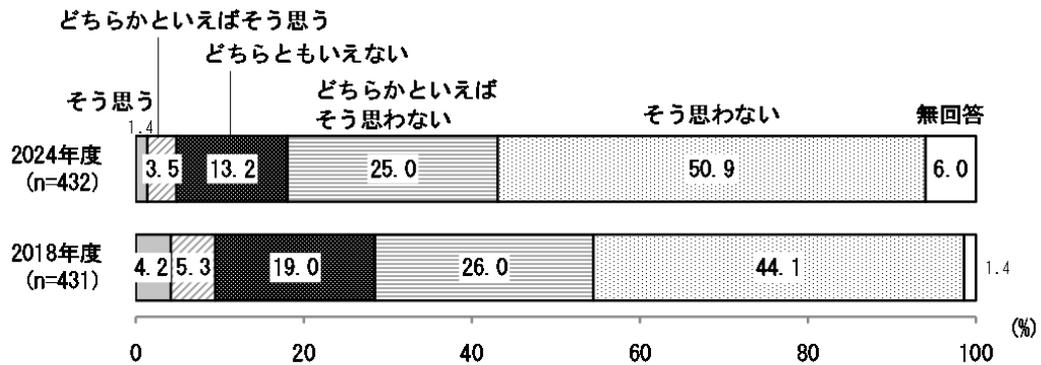
市民調査では、「こどもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、こどもの意見表明の場がなくてもよい」との質問に「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答した市民は4.9%で、前回調査の9.5%から減少しています。また、「病気や障害など、ケアを要する家族がいる場合、こどもでも家事や家族の世話、介護などを日常的に担わなければならないのは、しかたのないことだ」との質問に「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答した市民は17.8%、「子育てに問題がある親でも、そのもとで育つことが、こどもの最善の利益になる」との質問に「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答した市民は7.6%となっています。「こども基本法」では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの意見表明権など児童の権利条約に定める4つの一般原則が基本理念に反映され、その理念に基づき、こどもに関する施策を行われなければならないとされています。

今後は、こどもの人権を守るためには、家庭や地域社会における子育てや学校における教育のあり方を見直していくと同時に、大人たちが未来を担うこどもたち一人ひとりの人権を尊重し、健全に育てていくことが求められています。

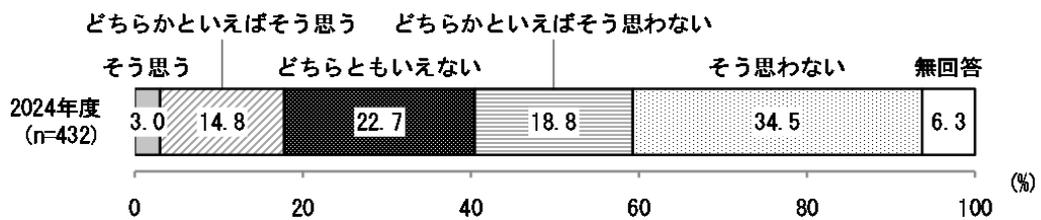
児童の権利条約をはじめ、こどもに保障されている権利を全ての市民が理解するとともに、こどもの意見等を大切にする姿勢が必要です。

■人権の尊重や侵害について、人によっていろいろと考え方の違いがあります。次にあげる事項ごとにあなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

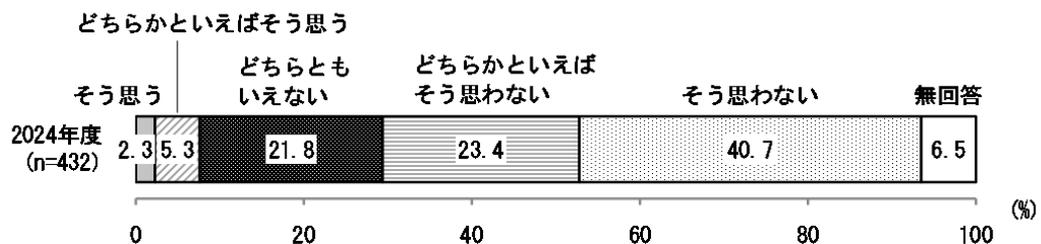
[こどもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、こどもの意見表明の場がなくてもよい]



[病気や障がいなど、ケアを要する家族がいる場合、こどもでも家事や家族の世話、介護などを日常的に担わなければならないのは、しかたのないことだ]



[子育てに問題がある親でも、そのもとで育つことが、こどもの最善の利益になる]



【今後の取組】

① こどもの人権についての教育・啓発の推進

- こどもを保護の対象としてだけでなく、権利の主体として認めるという、「児童の権利に関する条約」並びに「こども基本法」の趣旨を十分踏まえ、こどもが個人として尊重される「こどもまんなか社会」の実現を目指して、あらゆる機会学習資料や啓発資料を活用し、こどもの人権を尊重する意識の向上に向けた教育・啓発の取組を進めます。
- こどもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、幼児、児童、生徒に倫理観や規範意識、豊かな心や自ら学ぶ力などの育成を図るとともに、個性を伸ばす教育

の推進に努めます。

② 児童虐待への対応の充実

- 11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」等さまざまな機会を利用し、啓発ちらし等を活用して児童虐待防止に関する広報や啓発活動の取組を進めます。
- 綾部市要保護児童対策地域協議会等における関係機関との連携により、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、虐待を受けたこどもの保護や保護者の支援を行います。
- 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、2022(令和4)年6月に「児童福祉法」が改正されました。この改正を受け、2024(令和6)年4月から、「母子保健」と「児童福祉」を一体化し、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」を設置し、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化等を図ります。

③ いじめ・不登校等への対応の充実やこどもの貧困の解消に向けた対策の推進

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題の未然防止に努めます。いじめ（ネット上のものを含む）への対応等に向けて、学校、家庭、地域社会が連携して、児童・生徒の人権感覚の育成に努めます。
- 綾部市不登校対応マニュアル「ともにあゆもう」に基づく組織的、計画的な指導を行い、教育支援センター指導員、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等の専門職や関係機関と連携し、不登校児童・生徒の学びの場を確保するなど社会的自立を図る取組を進めます。
- 教育相談活動や教育支援センター等において関係機関と連携した指導を行うとともに、学校と関係機関が連携した支援体制の整備を図ります。
- 生活困窮世帯等のこどもに対し、地域や関係団体等が協力・連携し、将来自立した生活ができるよう、困難を抱える子育て家庭を早期の段階で支援につなぎ、家庭に寄り添った切れ目のない支援を実施します。

④ 相談体制の充実

- 子育ての悩みや児童虐待、いじめ、不登校等、さまざまな問題を解決するため、家庭児童相談室等において相談者に対する助言や情報提供等を行うとともに、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。
- ヤングケアラーの状況を早期に把握するとともに、本人の意向を尊重しながら、こどもが自分自身の状況を見直す機会を持つことや相談ができるよう、当事者と家庭への啓発や相談支援体制の充実を図ります。
- こどもを犯罪等の被害から守るため、関係機関、団体と連携するなど情報交換等を行います。

■進捗を共有する指標

指標	現 状	目標値
	2023(令和5)年度	2029(令和11)年度
児童虐待対策職員等児童虐待防止研修会 参加者数(年間)	72人	100人

4 高齢者の人権問題

【これまでの取組】

世界にも例を見ない速さで進むわが国の高齢化の状況を踏まえ、1995(平成7)年12月に高齢社会対策の基本事項を定めた「高齢社会対策基本法」、2000(平成12)年4月に高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして「介護保険法」、また2006(平成18)年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「高齢者虐待防止法」という。)」がそれぞれ施行されるなど、高齢者の尊厳が守られ、安心して生きがいを持って暮らせる社会の実現に向け、さまざまな取組が進められてきました。

さらに、高齢化が進む中、認知症の人が増えている現状を踏まえ、2023(令和5)年6月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下「認知症基本法」という。)」が成立し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるように、認知症に関する基本的な考え方を定め、国や地方公共団体の責任を明確にし、認知症対策の計画を立てることとしています。

【現状と課題】

本市では、2000(平成12)年に「第2次綾部市高齢者保健福祉計画」を策定して以来、3年ごとに見直しを行い、2024(令和6)年3月には、「第10次綾部市高齢者保健福祉計画」を策定しました。この計画では、認知症基本法の趣旨等も踏まえ、本市に暮らす高齢者がそれぞれ住み慣れた地域で住民同士の交流や支えあいのもと、自分らしく安心して暮らしていけるまちを目指し、保健・福祉・介護・医療が連携し、一体的にサービスを提供することを通じ、住み慣れた地域における生活を継続することができる地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を進めているところです。また、地域包括支援センターによる相談活動をはじめ、「高齢者虐待防止法」の施行を踏まえ、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」との連携のもと、身体的、心理的、経済的虐待などに対する相談体制の整備や虐待の早期発見、早期対応に取り組んでいます。

今後、介護需要が高まる85歳以上人口の総人口に占める割合が増加する想定の中で、要介護及び認知症高齢者の増加が見込まれます。そのため、予防、早期発見、ケアなど介護に対する知識の普及や高齢者の人権について啓発活動を引き続き進めているところです。

心身の機能の衰えなどから介護等が必要になった際に、人格やプライバシーを無視した扱いを受けたり、ややもすれば虐待、悪徳商法や詐欺等の財産侵害を受けるなど、高齢者の「人間としての尊厳」が否定される問題も発生しています。

市民調査では、「認知症の高齢者は迷惑をかけるから、介護者が側にいない場合、家に

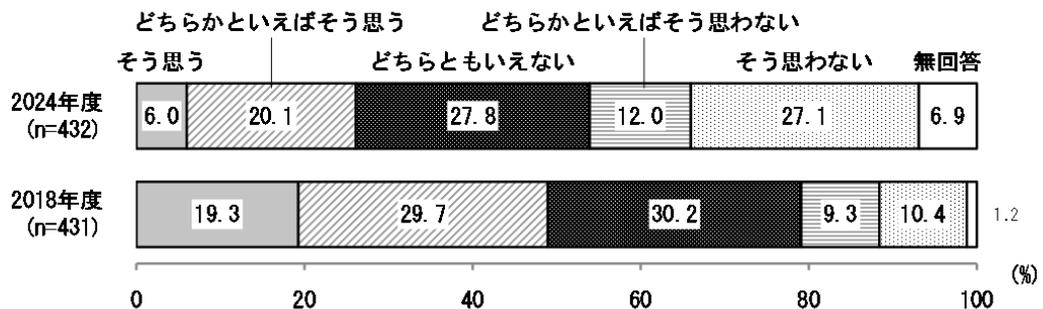
鍵をかけておくことはやむを得ない」との質問に「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答した市民は26.1%で、2018(平成30)年度の市民調査の49.0%から大幅に減少しています。また、「自宅近くに建設される施設が高齢者のグループホームであると聞いた場合、その建設には反対する」との質問に「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答した市民は1.6%と少なく、認知症高齢者に対する忌避意識は低く、またその人権を尊重する市民が多くなっています。

今後は、要介護状態や認知症等になっても、高齢者の尊厳が守られ、可能な限り自立して社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう支援するとともに、生きがい対策だけではなく、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できる環境づくりのための取組が必要です。

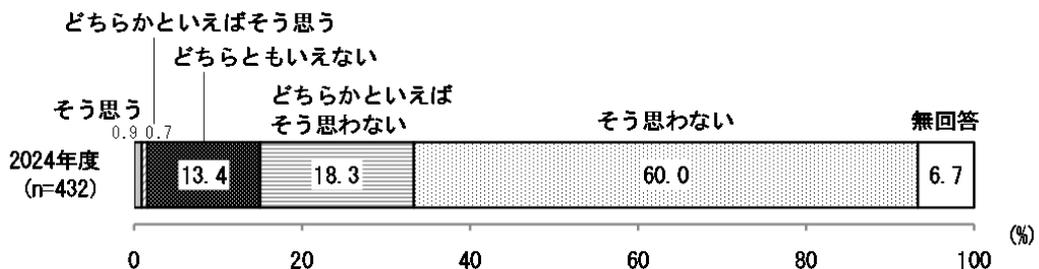
また、要介護高齢者の介護者が孤立し、介護の負担を抱え込まないための十分な支援が求められます。

■人権の尊重や侵害について、人によっていろいろと考え方の違いがあります。次にあげる事項ごとにあなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

〔認知症の高齢者は迷惑をかけるから、介護者が側にいない場合、家に鍵をかけておくことはやむを得ない〕



〔自宅近くに建設される施設が高齢者のグループホームであると聞いた場合、その建設には反対する〕



【今後の取組】

① 高齢者の人権についての教育・啓発の推進

- 「生活・介護支援サポーター養成事業」や「ささえ愛サポーター養成事業」等を活用し、高齢者が社会の一員として、生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指すとともに、高齢者の人権にかかる教育・啓発の取組を推進します。

- 「敬老の日」等の行事を通じて長寿を祝うとともに、高齢者のこれまでの社会貢献や果たした役割に対し、敬老意識を高めるよう努めます。

② 生活・社会環境づくりの推進

- 高齢者が住み慣れた家庭や地域社会で、安全・安心に暮らし、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験を活かして、積極的に役割を果たすことができる活動の機会や場を充実します。
- 地域包括支援センターと生活支援体制整備事業の連携した取組により、地域住民との意見交換の場を設けるなど地域包括支援センターを核として、地域住民や関係機関をはじめボランティア等の市民団体やNPO法人等と連携を強化し、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアシステムの確立に努めます。

③ 社会参加の推進

老人クラブ活動をはじめ、健康づくりやレクリエーション活動など、高齢者の自主的な活動を支援し、総合的な高齢者対策の推進に努めます。

④ 高齢者の権利擁護の推進

- 認知症サポーターを引き続き養成し、認知症に対する理解を深め、正しい知識の普及を図るとともに、認知症高齢者等の権利擁護のため、判断能力が十分でない人に対して、本人の利益が損なわれないよう、意思決定を尊重する支援を基本とした上で、関係団体と連携し、福祉サービス利用支援事業や成年後見制度の周知、普及に努めます。
- 「高齢者虐待防止法」に基づき、関係団体等と連携し、高齢者の虐待防止に努めます。
- 消費者被害防止のための見守りサポーターを養成するとともに、啓発講座を行うなど関係機関と連携し被害防止に努めます。

⑤ 相談体制の充実

介護している家族等の相談に対する助言や情報提供等を行う地域包括支援センター等の窓口を周知し、高齢者等が利用しやすい相談体制の充実に努めます。また、成年後見制度の必要な方が早期に制度利用に繋がるよう綾部市成年後見支援センター（こうけん・あやべ）の設置により制度理解・利用促進に努めます。

■進捗を共有する指標

指標	現 状	目標値
	2023(令和5)年度	2029(令和11)年度
認知症サポーター養成人数(累計)	12,428人	14,800人
人権福祉センターサロン参加者数(年間)	586人	600人
生活・介護支援サポーター人数(累計)	531人	591人

5 障害のある人の人権問題

【これまでの取組】

1970(昭和45)年に制定された「心身障害者対策基本法」は、1993(平成5)年に「障害者基本法」に改められました。また、2004(平成16)年には、この「障害者基本法」が改正さ

れ、基本理念に「障害を理由とする差別禁止」が追加され、国民の責務として障害のある人が差別されない社会の実現に努力することが明示されました。2005(平成17)年には、「障害者自立支援法」が制定され、障害のある人の自立や社会参加の支援等が示されました。2011(平成23)年には、再び「障害者基本法」が改正され、障害の有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりを大切にする社会(共生社会)をつくることを目指し、さまざまな施策が進められてきました。

同年には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)」の制定、さらに、2013(平成25)年には、障害のある人への差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

【現状と課題】

本市では、2018(平成30)年に、誰もが障害の有無にかかわらず、手話やその他さまざまなコミュニケーション手段を活用することにより、お互いが尊重し合い、つながり合える共生社会を実現するため、「綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例」を施行しました。また、2021(令和3)年に見直した「第4期綾部市障害者計画」に基づき、条例の理念を基本に、住み慣れた地域社会でお互いが生活していける社会の構築を目指し、障害について正しい理解と認識を一層深める取組を進めています。この理念のもと、相談支援体制を強化するとともに、条例を推進し、地域共生社会の実現に向け取り組んでいます。

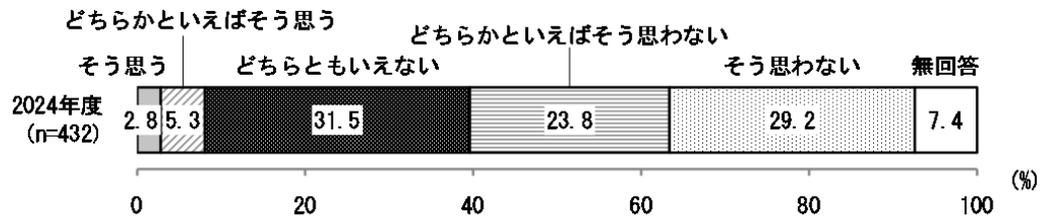
市民調査では、「雇用者には職場のバリアを取り除く義務があるが、障害のある人多数に共通するバリアを取り除けばよいのであって、一人ひとりの申し出に対応するのはやりすぎだ」との質問に「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答した市民は8.1%となっています。市内企業(事業所)においては、施設のバリアフリー化や専任の指導員の配置等を行い、障害のある人の雇用に特別に配慮をした「特例子会社」を設立するなど、障害の特性に配慮した仕事の確保や職場の環境整備に取り組まれています。このことにより、配慮された職場環境の中で個々の能力を発揮する機会が確保されるなど、障害のある人が自立し、社会参加できる環境づくりが進められています。しかし一方で、市民調査の結果では、「精神に障害のある人は、なんとなく怖いというイメージがあり不安を感じる」との質問に「そう思う、どちらかといえばそう思う」との回答が30.1%と少なくありません。

地域社会等と一体となって、障害のある人が自立と社会参加ができるように施策の充実に取り組むとともに、公共施設では、計画的にエレベータの設置や段差の解消、車椅子等が利用できる多目的トイレやスロープの設置等を進め、みんなが安心して暮らせるやさしいまちづくりに取り組んでいます。

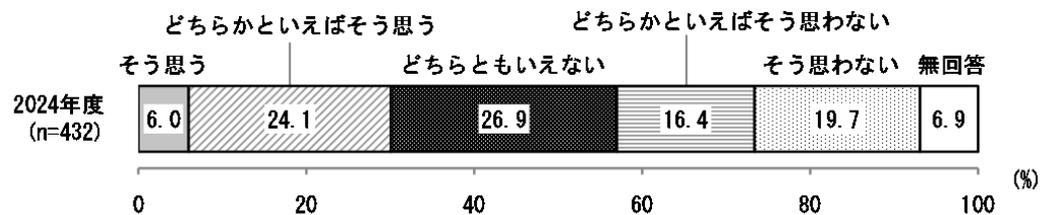
今後は、障害のある人が、地域で安心して暮らし自身の希望する生活を実現することができるよう、関係機関の連携・協力のもと障害や障害のある人への市民の理解を一層深めることが必要です。また、事業者に対しては合理的配慮の提供をより一層求め、障害のある人が自らの選択と決定のもと、社会のあらゆる活動に参加・参画できる環境づくりが求められます。

■人権の尊重や侵害について、人によっていろいろと考え方の違いがあります。次にあげる事項ごとにあなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

〔雇用者には職場のバリアを取り除く義務があるが、障害のある人多数に共通するバリアを取り除けばよいのであって、一人ひとりの申し出に対応するのはやりすぎだ〕



〔精神に障害のある人は、なんとなく怖いというイメージがあり不安を感じる〕



【今後の取組】

① 障害のある人の人権についての教育・啓発の推進

- 障害に関して十分な理解と認識及び合理的配慮等の理念が深まるよう、「綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例」について市民に広く周知します。
- 学校教育における共生社会を目指す教育を推進するとともに、障害のある人を中心とした住民同士の交流や障害のある人自身を含む住民のボランティア活動への参加を促進します。
- 精神障害のある人やその家族を支援するため、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図るとともに、こころの健康推進員、関係団体などの活動に対し積極的に助言や支援を行います。

② 自立や社会参加の支援

- 障害のある人が個人として尊厳を保ちながら、自立した社会生活や自己実現のための社会参加を自ら決定あるいは選択し、充実感のある生活を送ることができるよう「第4期綾部市障害者計画」及び「第7期綾部市障害福祉計画及び第3期綾部市障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの充実を図ります。
- 障害のある人が障害の程度にかかわらず地域社会の一員として安心して生活できるよう多様なニーズに対応した障害福祉サービスの充実を図るとともに、障害者相談支援事業所の体制の充実・強化を図ります。

③ 雇用・就業の促進

- 障害のある人の福祉的就労から一般就労への雇用の促進を図るため、企業（事業所）に対して「障害者雇用促進法」の周知を図るとともに、相談支援事業所等と連携した障害のある人の就労支援に努めます。

- 障害者相談支援事業所や、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所が連携し、就労支援から就労定着支援まで継続的に支援をします。

④ 権利擁護の推進

知的障害や精神障害等により判断能力が十分でない人に対して、本人の利益が損なわれないよう、意思決定を尊重する支援を基本とするとともに、必要に応じて成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの支援体制が充実するように努めます。

⑤ 虐待の防止

「障害者虐待防止法」に基づき、虐待の予防及び虐待を受けた障害のある人に対する自立の支援並びに養護者に対して支援を行います。虐待が発生した場合には関係機関との連携により、当事者の一時保護や後見審判請求を行うなど、適切な措置を実施します。

⑥ 相談支援体制の充実

- 障害のある人が地域で安心して自立した生活が送れるよう、関係機関と連携した相談支援体制の一層の充実に努めます。
- 障害のある人の保健・医療・福祉・教育・就労などに対する幅広いニーズを把握し、適切な支援へつなぐ障害者相談支援事業所の充実を図り、基幹相談支援センターによるサポートを行います。

■進捗を共有する指標

指標	現 状	目標値
	2023(令和5)年度	2029(令和11)年度
スポーツの祭典あやリンピック参加者数(年間)	240人	250人
障害のある人への理解・啓発活動数(年間)	28回	20回
就労継続支援(B型)利用者数(年間)	129人	130人

6 外国籍等の人の人権問題

【これまでの取組】

外国籍等の人を取り巻く人権問題については、言語の違いなどにより、外国籍等の人地域で生活していく上で、行政サービス等の情報が十分に得られず、本来受けられるサービスの提供を受けられないなどの生活上の問題や、外国籍等の子どもの十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題も指摘されています。

2016(平成28)年には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動を解消するための基本理念や基本施策を定め、推進することが決定されました。

そのほか、国においては、中小・小規模事業者をはじめとした労働力不足解消のため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国籍等の人を受け入れていくため、2019(令和元)年4月1日に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行されたほか、2019(令和元)年6月28日には、外国籍等の人日本語力の向上を図る

ための日本語教育の基本理念を定めた「日本語教育の推進に関する法律」が施行されるなど、外国籍等の人との共生社会の実現に向けた法整備が進められてきました。

【現状と課題】

本市では、ヘイトスピーチ解消法の趣旨や責務を踏まえ、市の公の施設等でヘイトスピーチが行われることを防止するため、2019(令和元)年10月1日から、「綾部市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」を施行しました。市民調査では、「外国籍等の人に対するヘイトスピーチは、表現の自由の範囲内のことであり許されることだ」との質問に「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答した市民は7.0%となっています。

本市における外国人登録者は、2023(令和5)年度末現在で707人であり、2013(平成25)年度末の356人と比べ10年で約2倍、本市人口の約2.25%と急増しています。国籍(地域)は、ベトナムが最も多く、次いで、ネパール、フィリピン、中国、韓国・朝鮮となっています。日本に永住している外国籍等の人については、教育、選挙制度等の人権にかかわる問題があり、新たに日本で生活することとなった外国籍等の人については、言葉や生活習慣の違いから日常生活を送る上でさまざまな問題があることが指摘されています。

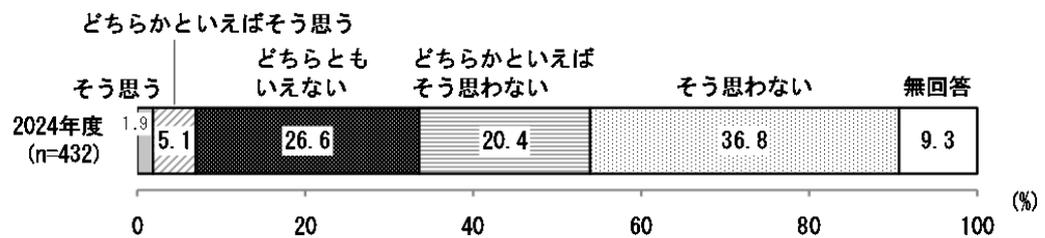
技能実習生等の就業者や2021(令和3)年に市内に設立された民間の日本語学校の留学生などが急増する中で、多文化共生の取組として、綾部国際交流協会や京都府国際センター等の関係団体とも連携し、交流事業のほか、日本語習得のための支援や相談対応、多言語(やさしい日本語を含む)による行政情報の提供等も進めています。また、学校や企業(事業所)等の関係機関と連携し、支援も行っています。

市民調査では、「日本に住む外国籍等の方は、できるだけ日本の文化や習慣に合わせる努力をすべきである」との質問に「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答した市民は43.5%で、2018(平成30)年度の市民調査の50.6%に比べ約7ポイント低下しているものの、このような意識が、文化や慣習に対する理解不足や先入観につながり、外国籍等の人に対して偏見や差別意識を持つことになる可能性もあります。

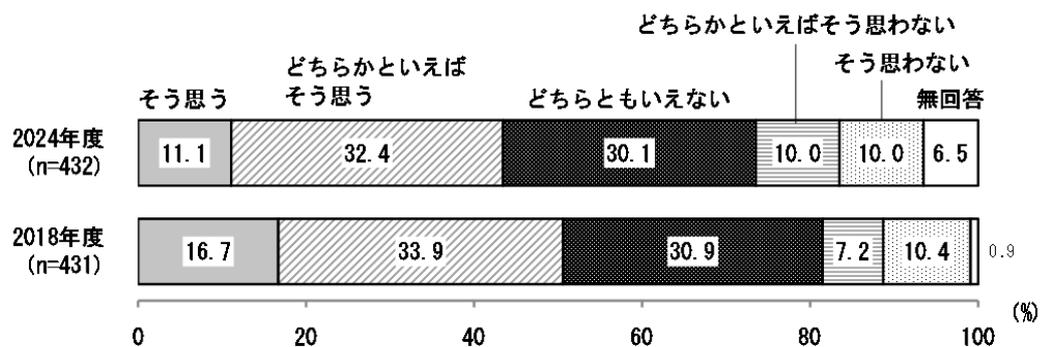
異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重しあう「心のグローバル化」を推進するとともに、「多文化共生社会」の形成を進め、外国籍等の人でも本市住民のひとりとして安心して生活できる共生社会の実現が必要です。

■人権の尊重や侵害について、人によっていろいろと考え方の違いがあります。次にあげる事項ごとにあなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

〔外国籍等の人に対するヘイトスピーチは、表現の自由の範囲内のことであり許されることだ〕



〔日本に住む外国籍等の方は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである〕



【今後の取組】

① 外国籍等の人の人権についての教育・啓発の推進

- 市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合い、国際社会にふさわしい人権意識を育むよう、学校や地域において国際理解教育や人権教育・啓発の推進に努めます。
- 在日韓国・朝鮮人に関わる歴史的経過など正しい理解や認識を深め、偏見や差別のない社会の実現に向けて、京都府や関係機関と連携し、人権教育・啓発の推進に努めるとともに、「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨や責務を踏まえ、市の施設等において、ヘイトスピーチが行われることを防止するために策定した使用手続に関するガイドラインの適切な運用に努めます。

② 生活相談等の支援

- 外国籍等の人々の生活の不安を解消するため、綾部国際交流協会等の関係団体との連携により、日本語学習への支援や各種相談体制の充実を図るとともに、生活情報・行政情報の更なる多言語化（やさしい日本語を含む）に努めます。
- 外国籍等の人々の人権が守られるよう、ヘイトスピーチ等人権侵害事案については、関係機関と連携した相談・対応の体制を整えます。

■進捗を共有する指標

指標	現 状	目標値
	2023(令和5)年度	2029(令和11)年度
日本語教室等参加者数(年間)	716人	1,100人

7 感染症患者等の人権問題

【これまでの取組】

H I Vやハンセン病等の感染症は、正しい知識や理解の不足から人権問題が生じています。わが国のH I V感染症は、医療技術の進歩によりエイズの発症を抑えることが可能となりました。また、医学的解明が進み、感染力が弱く、感染経路の限られた、予防可能な感染症であることが明らかになっています。しかし、感染源や感染経路についての誤解や偏見から、依然としてH I V感染者とその家族に対する偏見や差別等の人権侵害が見られます。また、ハンセン病は、感染力の弱い「らい菌」による感染症で、治療法もすでに確立されていますが、以前は遺伝病と誤解されたり、恐ろしい病気として強制隔離されるなど、患者やその家族までもが著しい偏見や差別を受けてきました。最近では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、その患者や家族、医療従事者などに対する偏見や差別などが発生したことも記憶に新しいところです。

国では、2001(平成13)年6月に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を、2009(平成21)年4月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」をそれぞれ施行し、ハンセン病患者であった方などに対する偏見や差別の解消に向けた取組を推進しています。また、ハンセン病の元患者の家族が、隔離政策により、偏見や差別の対象とされ、元患者との家族関係の形成を阻害されたとして提訴した「熊本ハンセン病家族訴訟」に対し、2019(令和元)年6月に熊本地裁で国の賠償責任を認めた判決が下されました。これを契機として、国では、2019(令和元)年11月に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」等を施行し、元患者家族に対して謝罪を行っています。

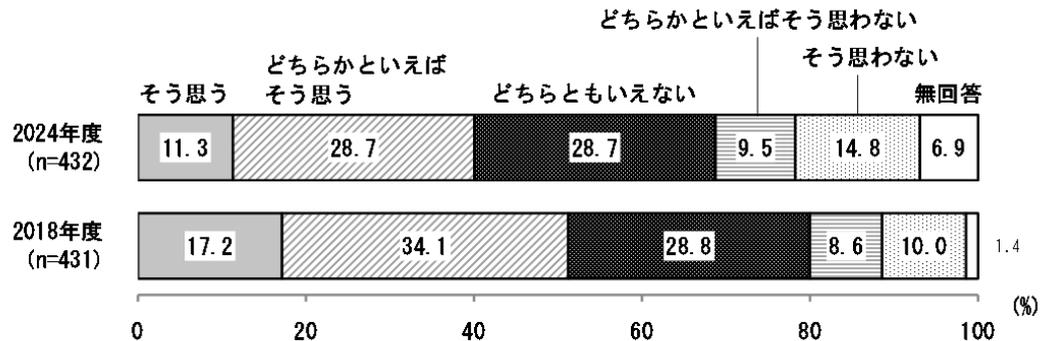
【現状と課題】

市民調査では、「感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない」との質問に「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答した市民が40.0%で、2018(平成30)年度の市民調査の51.3%から11.3ポイント減少しているものの、感染症であればプライバシーが守られなくても仕方がないと考えている市民は少なくありません。たとえどのような病気であっても個人のプライバシーは守られるべきであり、こういった意識を持つことが感染症の人に対する偏見や差別、誹謗中傷を生み助長することにつながりかねません。

このような感染症等の病気については、まず治療や予防など、医学的な対応とともに、病気に対する正しい知識と理解を深め、感染症患者等への偏見や差別を解消するための取組が引き続き必要です。

■人権の尊重や侵害について、人によっていろいろと考え方の違いがあります。次にあげる事項ごとにあなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

〔感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない〕



【今後の取組】

○ HIV感染症やハンセン病等に関する啓発の推進

感染症患者等に対する正しい知識と理解が深まるような人権教育・啓発に努めるとともに、感染症患者等に対する偏見や差別を解消し、感染症について正しい知識と理解を得るため、京都府及び関係機関等と連携し、「世界エイズデー」や「ハンセン病を正しく理解する週間」等の啓発活動を推進します。

8 性的指向・性自認をめぐる人権問題

【これまでの取組】

性的指向により恋愛や性愛の対象が同性又は両性である人や、身体の性と心の性（性自認）が一致しない人（性的少数者（LGBTQ+））は、周囲の無理解により心無い目で見られるなど、偏見や差別の対象となっています。そのため、偏見や差別を受けることを恐れて、性の在り方を周囲に打ち明けられず苦しむ人たちがいます。従来の性区分や性の在り方を前提とした価値観により、社会生活を送る上で支障を生じたり、不利益を強いられたりすることもあります。

そのような生きづらさを抱えている人たちがいることを踏まえて、国では、2004(平成16)年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍や住民登録上の性別変更が認められるようになりました。また、2008(平成20)年6月には、同法の改正により性別変更できる特定の条件が緩和されました。また、学校に対しては、性同一性障害等の児童・生徒への配慮等を求める通知が国から出されています。一部の自治体では、同性間のパートナーシップを認める条例が制定されるなど、人権に配慮した施策が実施されています。

その後、性的少数者（LGBTQ+）に対する理解を広めるため、2023(令和5)年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。この法律では、全ての国民が、その性的指向や性自認に関

係なく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことや、性的指向と性自認の多様性に関して理解を深めるための施策を推進することとしています。

【現状と課題】

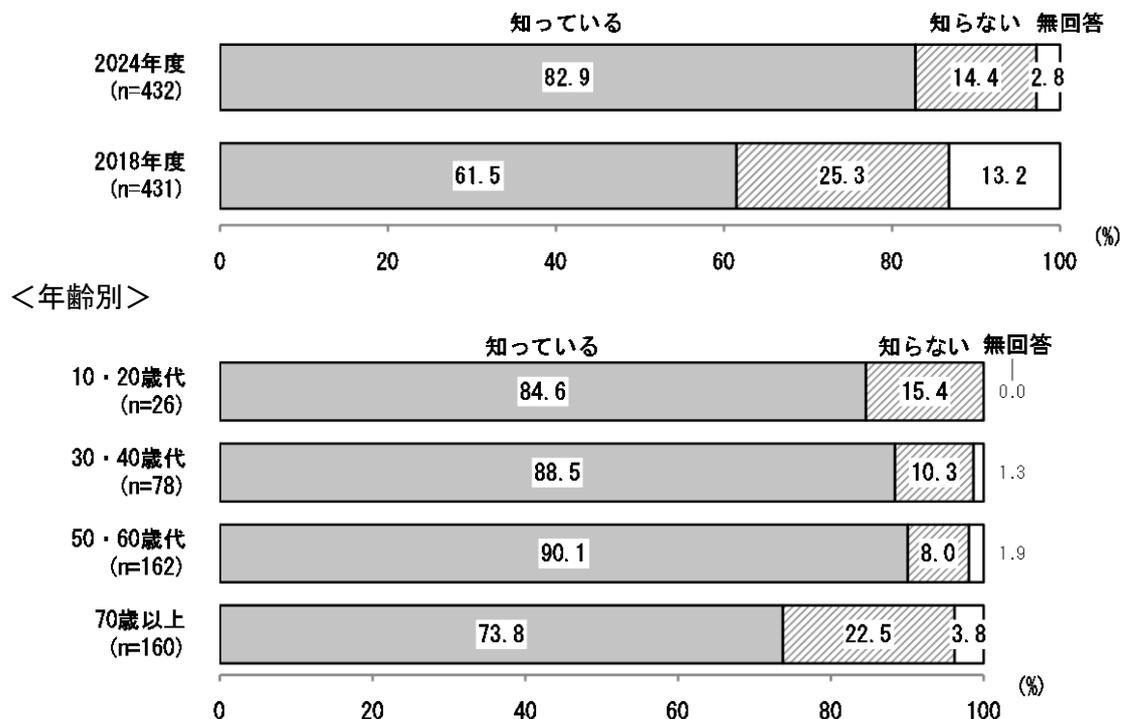
本市では、2023(令和5)年4月から「綾部市パートナーシップ制度」を開始しました。

この制度は、性的指向が異性愛のみでない人や性自認が出生時と異なる人、自身の性を認識していない人などがお互いに協力し合い、婚姻関係に類する関係性のパートナーとして届け出し、市が「パートナーシップ受理証明書等」を交付することによって、公的にパートナー関係であることを認めるものです。

市民調査では、性的少数者(LGBTQ+)という言葉を知っている市民の割合は82.9%で、2018(平成30)年度の市民調査の61.5%に比べ21.4ポイント増加しています。知っている割合は、10~60歳代までの年代では8~9割台、70歳以上でも7割台を占め、世代に関係なく、社会的な関心ごとになっている様子がうかがえます。また、性的少数者との共生意識は10~40歳代の比較的若い世代で高い傾向がみられます。

しかし、性的少数者(LGBTQ+)に対する社会の理解はまだまだ十分とは言えません。社会生活のさまざまな場面で、差別や偏見を受けることがあることから、性的指向に関わらず誰もが受容され共生できる社会になるよう、性の多様性について市民の理解を深めるための研修や啓発活動を推進することが必要です。

■あなたは、性的少数者(LGBTQ+)という言葉を知っていますか。



【今後の取組】

○ 性的指向・性自認に関する啓発の推進

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別意識をなくすため、誰もが安心した生活が送れるよう、多様な性に対する正しい理解と認識を深めるための研修会の開催や市広報紙等を活用した周知・啓発活動を行い、性的少数者（LGBTQ+）の人権を擁護する人権教育・啓発を推進します。

また、あらゆる場で本来の自分の姿を出せずに悩み苦しむことがないように相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関と連携した取組を推進します。

9 インターネット上での人権侵害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【これまでの取組】

近年、インターネットやスマートフォン等の通信手段の急速な普及により、情報の収集・発信の利便性は大きく向上しました。その利用の拡大が進む一方で、匿名性を悪用し、SNSやブログ、電子掲示板、メッセージに特定の個人や集団等を誹謗中傷する表現が差別を助長するなど人権侵害が増加しています。また、誹謗中傷や名誉毀損による被害を受けた人がインターネット上の個人情報、プライバシー侵害情報、誹謗中傷を削除してもらう権利（忘れられる権利）の保障を求める動きもみられるようになってきました。

このようなインターネットによる人権侵害をめぐって、2002(平成14)年5月には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行され、特定個人の権利が侵害されたことが明白な場合等に限り、発信者情報の開示を請求できるようになりましたが、人権侵害はあとを絶たず、2024(令和6年)年5月にはこの法律の一部を改正し、対応の迅速化、運用状況（削除基準）の透明化を事業者に義務付ける「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(以下「情報流通プラットフォーム対処法」という。)が成立し、人権侵害の減少が期待されています。

最近では、SNSといった新たなコミュニケーション手段が普及し、小・中学生をはじめ青少年が加害者や被害者になるなど、トラブルに巻き込まれる事例も発生しています。

国では、2009(平成21)年4月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなどの対策を講じています。

【現状と課題】

市民調査では、インターネットにおいて発生していると思う人権問題は、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」(79.4%)が最も多く、次いで「SNSなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」(66.0%)、「プライバシーに関する情報が掲載されること」(51.9%)などが上位となっています。

このような状況を踏まえ、青少年がインターネットによるトラブルに巻き込まれないようにするため、本市では、非行防止教室や通信機器付きゲーム機等の使用にかかわる指導、PTA主催によるネットいじめ防止の研修会を行い、情報モラルについての指導や啓

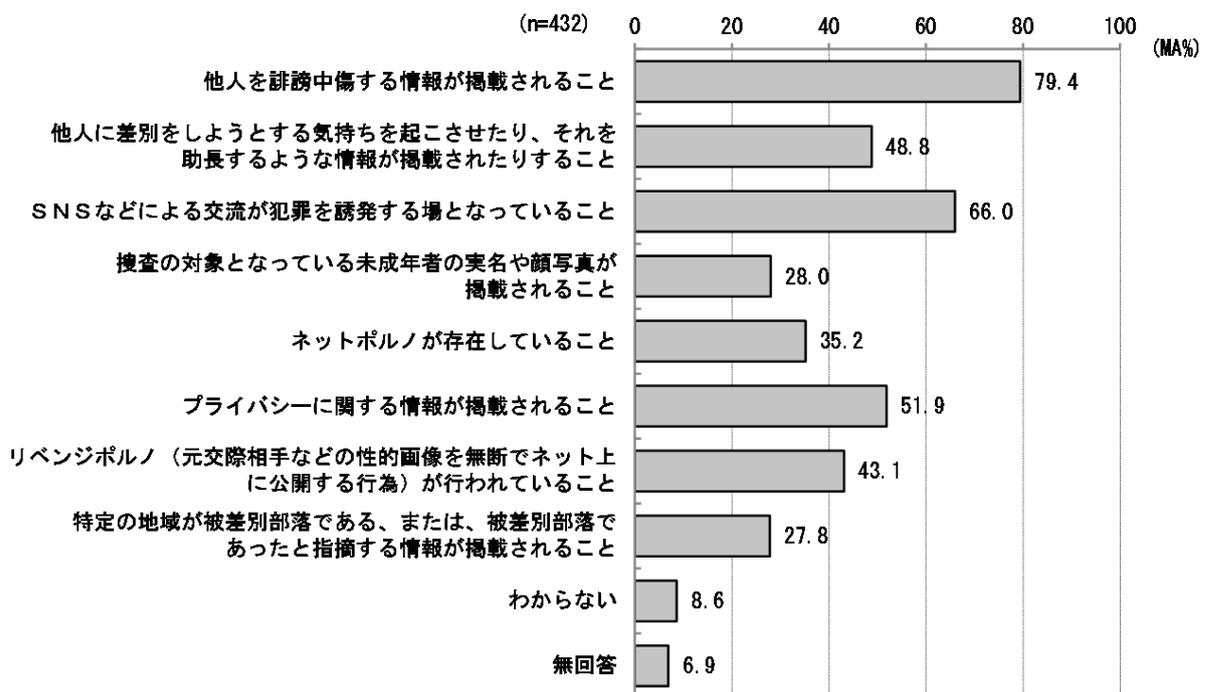
発の強化を図っているところです。

また、インターネットによる人権侵害を検証するため、京都府と連携を図りながらモニタリング事業に取り組んでいます。

インターネットなど情報通信技術（ICT）は、今後も高度に進展が見込まれることから、インターネット等を利用する個人一人ひとりがプライバシーや名誉、情報モラルについて正しい理解を深めるための啓発が重要です。

また、インターネット上での人権侵害や個人情報の流出等に関わる問題に対して適切かつ迅速に対応するため、相談窓口の整備・充実と周知に努める必要があります。

■あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。



【今後の取組】

① インターネット上での人権侵害に関する教育・啓発の推進

- 情報化の進展が社会にもたらす影響を考え、人権を侵害する情報をインターネット上に発信することがないよう、学校では情報モラル指導の充実を図ります。
- 市民に対して個人のプライバシーや名誉、情報モラルについての理解と認識を深め、市民一人ひとりが様々な情報に対し正しい判断と行動ができるよう人権教育・啓発に努めます。

② インターネットによる人権侵害の被害に対する対応策等の充実

- インターネットによる人権侵害等に対する相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携した相談・対応の体制強化に努めます。
- インターネット等を利用した人権侵害があった場合は、相談者に対し、必要な助言や

情報提供に努めるとともに、インターネット上での悪質な書き込みに関しては、「情報流通プラットフォーム対処法」に基づき、削除要請を行うなど、適切な対応を行います。

- インターネットによる人権侵害を検証するモニタリング事業について、今後も京都府等関係機関との連携を図りながら、モニタリングの強化に努めます。

10 社会情勢の変化等により顕在化しているさまざまな人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・

その他、今日の社会においては、次のような人権問題が存在しています。

(1) 個人情報の保護

近年、高度情報通信社会の急速な進展の中、行政機関や企業（事業所）が大量の個人情報を収集、蓄積、利用するようになりました。そうした中で、個人情報の不正取得に対する防止策がとられているにも関わらず、個人情報の流出や無断で収集、提供されるなど、個人の権利や利益が侵害されるという問題があとを絶ちません。

国においては、2003(平成15)年に「個人情報の保護に関する法律」を制定し、これにより行政機関はもとより、事業者にも個人情報の適正な取扱いが義務付けられました。

本市においても、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の適正な管理に努めています。

また、住民票や戸籍謄本等の証明書の不正取得による個人の権利侵害を抑止するため、本人以外の第三者に証明書を交付した場合、交付の事実を郵送で本人に知らせる「事前登録型本人通知制度」を2013(平成25)年5月に導入し、戸籍謄本等の不正取得や個人の権利利益の侵害の防止に努めています。

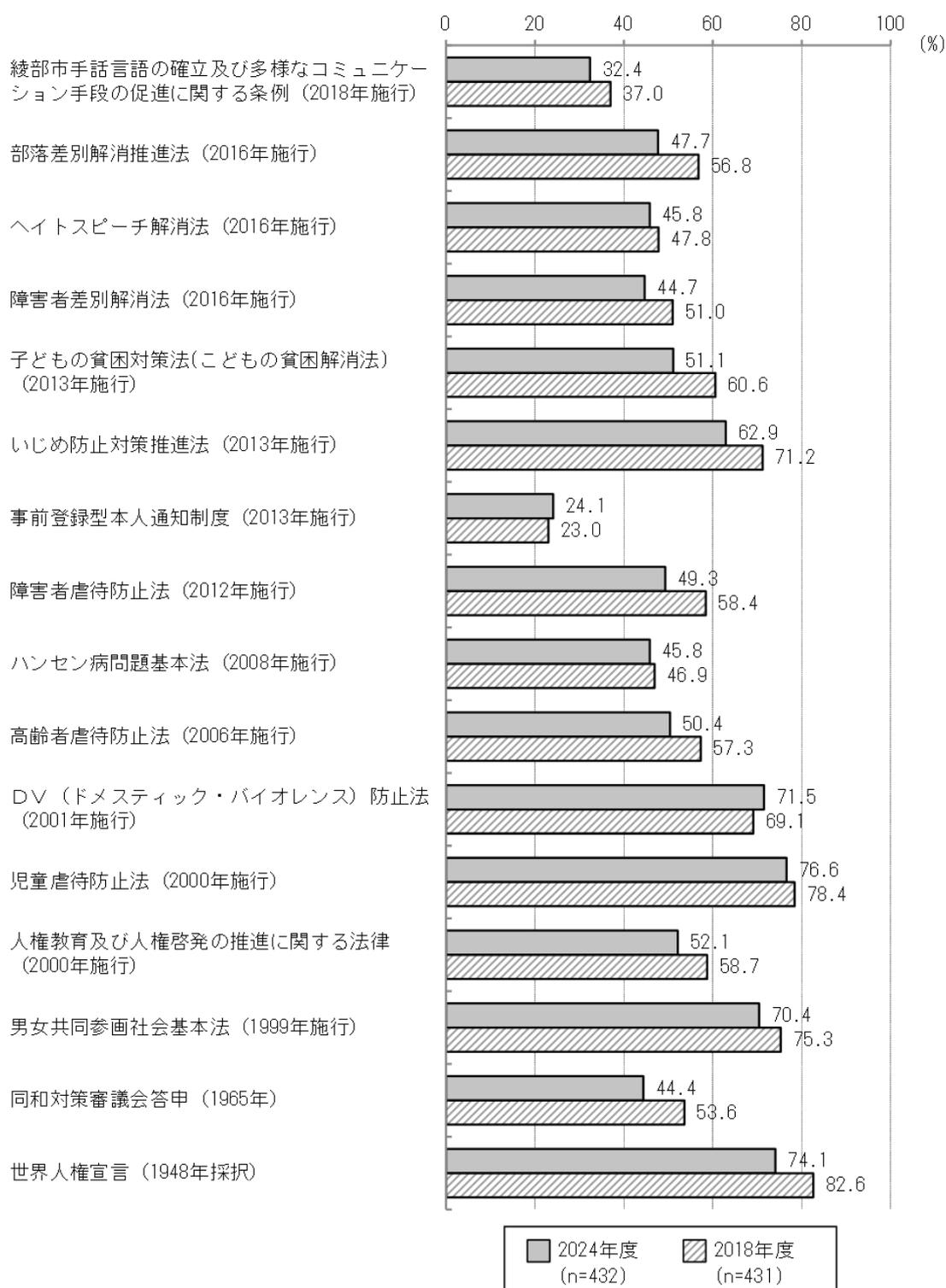
市民調査では、「事前登録型本人通知制度」を知っている割合は24.1%で、2018(平成30)年度の調査の23.0%からほとんど変化はありません。

今後は、身元調査の問題に対する啓発の推進強化を図るとともに、事前登録型本人通知制度の更なる周知及び登録者拡大に向けた取組を実施していきます。

■進捗を共有する指標

指標	現 状	目標値
	2023(令和5)年度	2029(令和11)年度
登録型本人通知制度登録者数(累計)	606人	1,200人

■あなたは、最近施行された人権に関する法律、条例、制度等をどの程度知っていますか。



※割合は「内容も知っている」と「内容は知らないが名前は知っている」の合計

(2) 災害時における要配慮者等への支援

2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、放射能汚染による風評被害や被災者への差別的発言など、大規模な災害がもたらす「人権侵害」について検証するきっかけとなりました。

被災者は、その後の避難生活でも多くの困難に苦しむことは少なくありません。高齢者や障害のある人、病気を抱える人やけがをしている人、心理的な影響を受けやすい子ども、言語の壁のある外国籍等の人など、特に支援や配慮を必要とする人たちの場合、その困難さは一層大きくなりがちです。また、避難所運営は男性中心の場合が多く、女性の視点に欠けていることから、避難所という集団生活において女性のプライバシーや安全を確保できない状況にも陥る可能性があります。

内閣府がとりまとめた「避難所運営ガイドライン」では、被災者の権利と支援活動の最低基準を定めた国際基準である「スフィア基準」を参考に正しい支援のあり方を検討するよう明記されています。

地震や風水害などの災害時においても人権が守られ、安心した生活が送れるよう一人ひとりが防災や減災に関する正しい知識と思いやりの心を持つとともに、基本的人権の尊重という視点に立って、災害時の要配慮者に対する支援を行うことが重要です。

(3) 犯罪被害者やその家族等の人権問題

犯罪の被害者やその家族等は、事件そのものに関する精神的負担や経済的負担だけでなく、いわれのない噂や中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次被害を受けることがあります。その対策として、2005(平成17)年には、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど関連法の整備が進められています。

しかし、制度面での整備だけでは十分でなく、犯罪被害者やその家族等に対する無責任な噂や中傷、興味本位の報道等が生じることのないよう、周囲の人々の理解と社会的な対応が必要です。

また、国では、2021(令和3)年3月に「第4次犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者の「損害回復・経済的支援等への取組」をはじめ、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」や「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」などを重点課題と位置づけ、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を行うこととしています。国の基本計画を踏まえながら、警察、関係機関、民間支援団体等による切れ目のない被害者支援活動や、京都府犯罪被害者サポートチームとの連携など、犯罪被害者等の心情に配慮した適切な支援を行うとともに、関係機関等と連携した啓発活動を推進していく必要があります。

(4) 刑を終えて出所した人の人権問題

わが国では、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。そのような状況を踏まえ、2016(平成28)年12月には、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、犯罪者等の円滑な社会復帰を促進するなど再犯の防止等の犯罪対策が進められています。

しかしながら、刑を終えて出所した人や家族に対して、根強い偏見や差別があり、就

職やアパート等の入居に際して悪意のある噂、地域社会等からの拒否的な感情等、社会復帰を目指す人たちにとって厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人や家族が、社会の一員として円滑な社会生活を営めるよう支援することが必要であり、そのためには就労や住居、保健医療、福祉、教育等多岐にわたる施策を一体的に推進することが重要です。

また、市民一人ひとりが偏見や差別をもたない人権感覚を身につけられるよう啓発の推進に努めることが必要です。

(5) 北朝鮮による拉致問題

2002(平成14)年、日朝首脳会議において、北朝鮮は、日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者の帰国が実現しましたが、いまだ帰国を果たせない拉致被害者がいるほか、拉致の可能性を払拭できない特定失踪者の問題も継続しており、記憶を風化させないような働きかけが必要です。

国では、2006(平成18)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体が連携し、拉致問題による人権侵害に関する啓発を図るよう努めることとされています。

北朝鮮による日本人の拉致問題は、重大な人権侵害であり、その解決をはじめとする北朝鮮による人権侵害への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、拉致問題について関心と認識を深めていくことが大切です。

また、拉致問題は、北朝鮮当局による重大な人権侵害ですが、拉致に関与しない在日韓国・朝鮮の人々や朝鮮半島の人々には何ら責任はありません。勝手な思い込みや偏見によるいじめ、ヘイトスピーチにつながらないように注意が必要であり、拉致問題について正しく理解することが求められます。

(6) そのほかの人権問題

そのほかにも、アイヌの人々、生活困窮や社会から疎外された人々、職場におけるさまざまなハラスメント、開発途上国の貧困な生産者・労働者への搾取、戦争や紛争、メディアから受ける人権侵害、自殺(自死)、婚外子(非嫡出子)等の人権問題があります。

【今後の取組】

○ さまざまな人権問題に関する啓発の推進

- 身元調査や戸籍等の不正取得事象への対策として導入した「事前登録型本人通知制度」について、人権福祉センターだよりへの掲載に加え、人権講演会やあやべ人権フェスタ等さまざまな機会を活用し、制度の啓発周知や登録者の拡大に努めます。
- さまざまな人権問題の解決に向けて、正しい知識と理解を深めるために人権教育や啓発を関係機関と連携して取り組みます。

第3節 市民との協働と支援を図る施策の推進

本市では、行政のみで人権問題の解決に向けた取組を進めるのではなく、市民や市民団体、企業（事業所）、各種団体等との連携により、人権施策を効果的に推進していくことが重要であることから市民と行政が協働して取り組むことを目指しています。

綾部市人権のまちづくり条例においても、市民の責務を「さまざまな人権に関する取組に協力するとともに、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるということ認識し、学校、家庭、地域、職場、その他のあらゆる場において、人権尊重の意識の高揚に努めなければならない」とし、企業（事業所）の責務を「さまざまな人権に関する取組に協力するとともに、事業活動に関わる全ての人の人権尊重の意識の高揚に努めなければならない」と定めています。また、市の役割を「市民及び事業者等の人権意識の高揚に努めるとともに、人権侵害を解消するための施策、その他人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない」と定めているところです。

現在、環境や福祉、防災の分野でボランティア団体等の存在は欠かせないものとなっています。人権施策の面においても重要な役割を果たすことが期待される市民団体等との連携を深め、お互いの役割等を明らかにした上で協働して人権施策に取り組んでいきます。

1 市民参加・市民参画と支援の推進

【現状と課題】

現在、人権教育・啓発推進事業について、計画段階から市民や市民団体等の参加・参画により取組を進めています。

市民の意見や要望を人権施策に反映させていくためには、市民や市民団体等が主体となって事業内容を企画し、実践していく取組が必要です。

【今後の取組】

- 8月の人権強調月間や12月の人権週間等を利用し、本市が行うさまざまな人権施策に参加や参画できる機会の拡大に努めます。
- 人権尊重のまちづくりを進める人材の育成を図るとともに、市民の参加や参画を得る中で、人権啓発に取り組んでいけるよう事業の工夫や検討を行います。

■進捗を共有する指標

指標	現 状	目標値
	2023(令和5)年度	2029(令和11)年度
人権を考えるセミナー参加者数(年間)	1, 232人	1, 250人
全綾部市人権教育研究集会参加者数(年間)	453人	650人
綾部市人権教育講演会参加者数(年間)	333人	400人
あやべ人権フェスタ参加者数(年間)	124人	300人
あいフェスティバル参加者数(年間)	-	300人

2 各種団体との協働と支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【現状と課題】

人権が尊重される社会を実現するためには、各関係機関や関係団体と連携を図り、さまざまな文化や多様性を認め合い、人権に対する理解と認識を深めていかなければなりません。

あやべ人権フェスタや全綾部市人権教育研究集会など、部落解放・人権政策確立要求綾部実行委員会や綾部市人権教育推進連絡協議会、公民館等と連携・開催し、その結果、多くの方の参加を得ることができました。また、加盟団体の協力を得て、同和問題（部落差別）をはじめとするさまざまな人権問題にかかわる研修を実施しています。

市民の自主的・主体的な取組を支援するとともに、情報の共有、事業の共催等を積極的に行い、さまざまな人々がふれあい、交流する場を増やし、相互理解を促進することが必要です。

【今後の取組】

- 社会教育関係団体や市民団体等とも十分に連携し、人権教育・啓発を協働して推進します。
- 人権を尊重したまちづくりの活動、人権侵害の防止や対応などの活動を進める市民団体等が行う自主的な活動と協働するとともに、情報提供等の支援に努めます。

■進捗を共有する指標

指標	現 状	目標値
	2023(令和5)年度	2029(令和11)年度
部落解放・人権政策確立要求 綾部実行委員会参画団体数(累計)	40団体	42団体
綾部市人権教育推進連絡協議会 参画団体数(累計)	52団体	53団体

第4節 人権擁護を図る保護と救済施策の推進

人権侵害を受けた場合の救済と、人権尊重の認識・理解を広める人権教育・啓発は車の両輪であり、人権教育・啓発は、すべての人の人権が尊重される社会を築いていくとの視点から、地域での紛争や人権侵害を防ぎ、持続可能な社会を発展させることに貢献するものです。

しかしながら、社会では、さまざまな人権侵害行為が発生しており、十分な解決に至らないケースは少なくないと考えられます。市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、人権侵害を受けている人のさまざまな相談を受け、適切な機関による救済が受けられる体制が必要です。

人権侵害に対する被害者を救済するための国の法制度等の整備について、市民団体等と連携した取組を進める一方、市民からのさまざまな相談に対応するために、相談しやすい体制の充実を図ります。また、複数分野に関する相談に対応するため、引き続き、関係機関との連携強化に努めます。

1 人権問題に関わる相談体制の充実

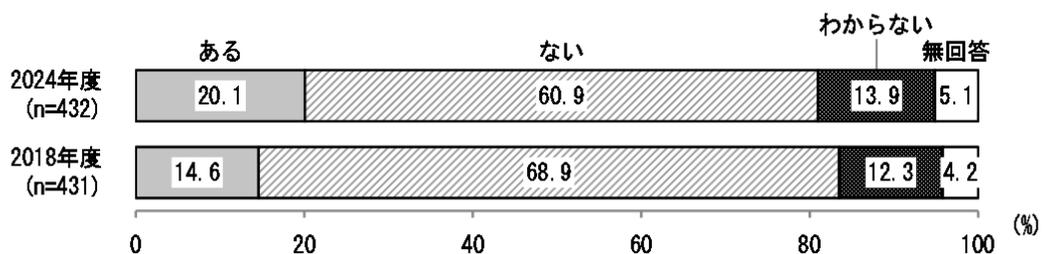
【現状と課題】

本市における虐待やDVをはじめ、人権に関わる各種相談の対応については、各担当部署と関係機関等が連携を図りながら対応しています。

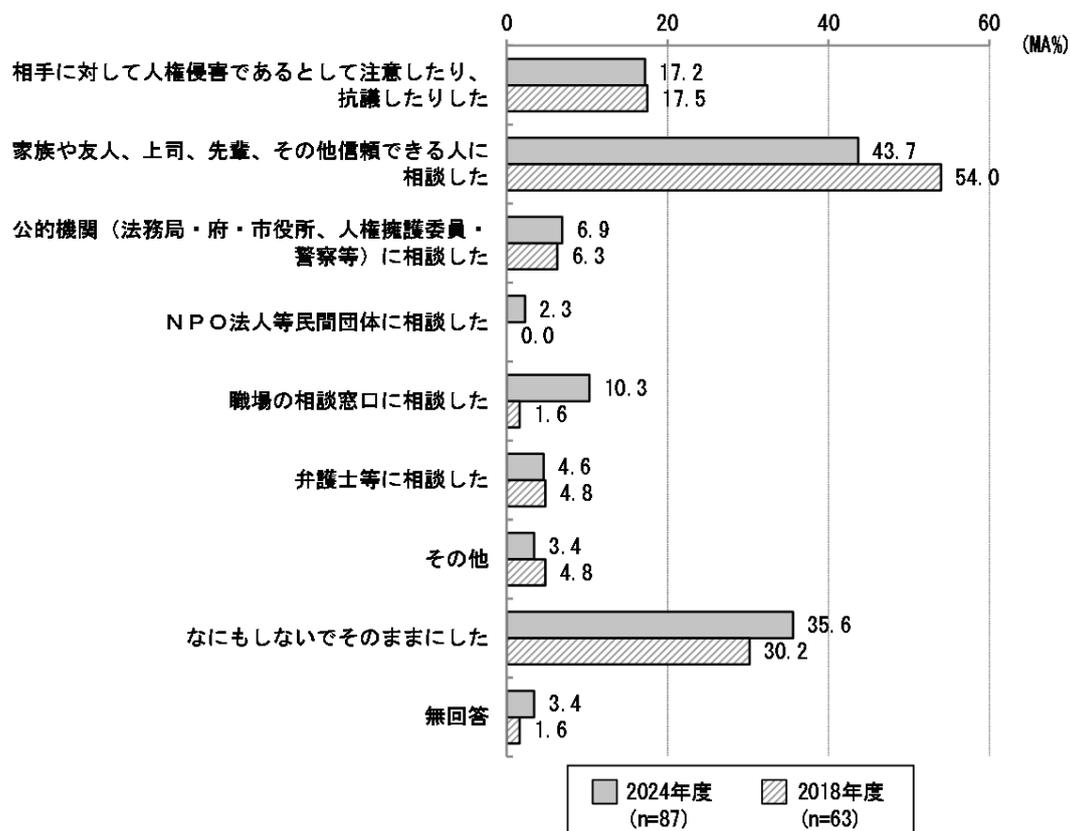
市民調査の結果では、「過去5年間に自分の人権が侵害されたと感じた」と回答した市民は20.1%で、2018(平成30)年度の調査の14.6%から5.5ポイント増加しています。侵害されたと回答した市民のうち、「公的機関に相談した」人は6.9%で、2018(平成30)年度の調査の6.3%からほとんど変化はありません。

複雑多様化する人権に関わる相談に対応するためには、関係機関との連携のもと、相談者の立場に寄り添った対応ができるよう、体制の充実や担当者のスキルアップが求められます。

■あなたは、過去5年の間に、自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。



■人権侵害を受けたと感じたとき、あなたはどのように対応されましたか。



【今後の取組】

○ 相談体制の充実

- 複雑多様化する相談に対応するため、各種研修会等に参加し、専門的知識等を習得し、相談担当者としての技術向上を図ります。
- 相談対応には、個別的・具体的な制度や法律に関する専門的知識等が求められ、相談内容に的確に対応するために、関係機関との連携強化に努めるとともに、あらゆる機会や広報等を活用し、相談窓口や救済制度の周知に努めます。

2 保護と救済を図るための施策の推進

【現状と課題】

差別発言などに関わる差別事象やDV、いじめ、虐待等の複雑多様化する人権侵害の対応については、本市の担当部署間のもとより、京都地方法務局、京都府、関係機関等との連携を図ってきました。

【取組の課題】

市民調査の結果では、「過去5年間に自分の人権が侵害されたと感じた」と回答した市民のうち、「なにもしないでそのままにした」と回答した人は35.6%で、2018(平成30)年度の調査の30.2%から5.4ポイント増加しています。(上記のグラフ参照)

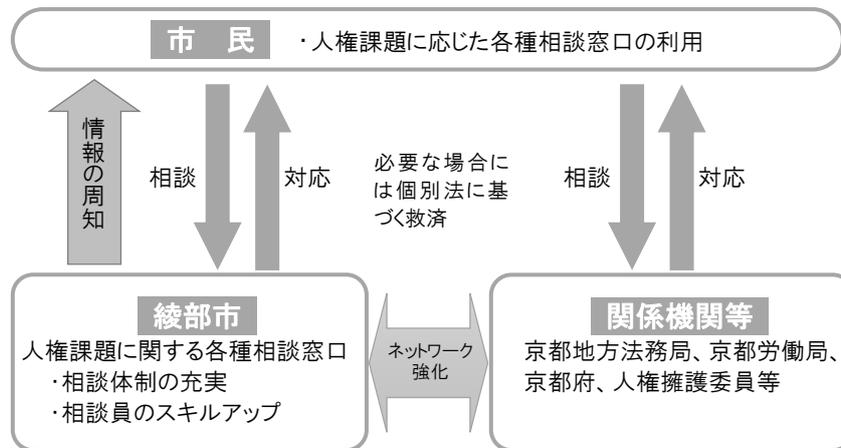
人権侵害に対する保護・救済を図るためには、相談機関の周知が必要です。

また、人権侵害を受けた被害者の安全確保について、人権擁護委員、民生委員・児童委員や京都府、関係機関等との連携も引き続き重要です。

【今後の取組】

- 人権侵害を受けた被害者に対して、適切な機関・窓口相談できるように相談窓口の周知に努めます。
- 人権侵害を受けた被害者の安全確保のため、関係機関等の連携をより一層推進します。

■人権相談・救済の取組推進のイメージ



第4章 計画の推進

第1節 総合的な推進体制

1 推進体制

計画の推進に当たっては、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、「綾部市人権教育・啓発推進本部」を中心に、関係部署と連携しながら、施策の推進を図ります。

また、関係部署においては、この計画の趣旨を十分に踏まえ、各種施策を積極的に実施します。

2 関係機関との連携の促進

人権教育・啓発を効果的に推進するため、国、京都府、他市町村、関係団体等との連携を密にして、総合的な体制による人権施策の推進に努めます。

第2節 計画推進及び進捗状況の評価

本計画の「施策の方向」や「進捗を共有する指標」などにより人権教育・啓発の取組内容や実施状況の点検評価を行い、より効果的な取組を推進します。

参考資料

- 1 第4次綾部市人権教育・啓発推進計画策定経過
- 2 綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会委員名簿
- 3 世界人権宣言
- 4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 6 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
- 7 部落差別の解消の推進に関する法律
- 8 綾部市人権尊重のまちづくり条例
- 9 綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱
- 10 用語解説

1 第4次綾部市人権教育・啓発推進計画策定経過

年 月 日	事 項
2024（令和6）年 7月26日～8月23日	「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査の実施
10月7日	綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会（第1回）
11月27日	綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会（第2回）
2025（令和7）年 2月17日	綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会（第3回）
2月17日～3月3日	計画（案）に対する意見の募集（パブリックコメントの実施）
3月19日	綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会（第4回）
3月	第4次綾部市人権教育・啓発推進計画の策定

2 綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会委員名簿

（敬称省略）

役 職	氏 名	団体及び役職
委員長	高倉 正明	綾部市自治会連合会
副委員長	泉 朝子	京都府女性の船綾部支部
委員	阿久澤 麻理子	大阪公立大学人権問題研究センター教授
委員	朝子 早苗	社会福祉法人綾部市社会福祉協議会
委員	上原 季司	綾部市市長公室長
委員	岸本 良平	部落解放同盟綾部地区協議会
委員	北村 宏司	綾部市教職員人権教育研究会（上林小中学校）
委員	齋藤 信吾	綾部市身体障害者協会
委員	佐々木 浩二	綾部市人権教育推進連絡協議会事業所部会
委員	塩見 幸作	綾部市消防長
委員	辻井 邦夫	綾部市高齢者対策推進協議会／綾部市老人クラブ連合会
委員	牧野 年子	綾部市民生児童委員協議会
委員	真下 加奈子	（株）エフエムあやべ
委員	室木 明美	綾部国際交流協会
委員	渡邊 友子	綾部市保育協議会（綾東こども園）

3 世界人権宣言

1948年12月10日 第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集會及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。この選挙は、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展

とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中に

あつてのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成28年4月1日（施行）平成25年法律第65号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第

八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。
(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
 - 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消す

るための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

ない。

- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図

るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条

第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

6 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成28年6月3日（施行）平成28年法律第68号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（相談体制の整備）

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

（啓発活動等）

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（不当な差別的言動に係る取組についての検討）

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

7 部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日（施行）平成28年法律第109号

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

8 綾部市人権尊重のまちづくり条例

令和4年4月1日（施行）

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理である。日本国憲法においても、基本的人権の享有が保障され、法の下での平等が定められている。しかし、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍等の、感染者患者等へのさまざまな人権侵害は依然として存在し、また、インターネット上での人権侵害、性的指向・性自認に関する新たな課題が顕在化するなど、社会情勢の変化等により、人権問題は多様化している。

国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）が制定され、地方公共団体においても、地域の実情に応じた人権課題の解決に向けて更なる取組が求められている。

綾部市においては、全国に先駆け「世界連邦都市宣言」を行い、「綾部市市民憲章」を制定するなど、人権尊重のまちづくりを基軸に施策の推進に取り組んできたが、多様化している人権課題に対し、市、市民及び事業者等が協力し、より一層、人権尊重の理念の普及を推進していく必要がある。

ここに私たちは、お互いの多様性を認め合い、支え合う共生社会を実現し、誰もが安心して心豊かに暮らしていける、真に、人権が尊重されるまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、人権侵害は決して許されるものではないとの認識の下、人権に関する施策の推進について基本的な事項や方針を定めることにより、全ての市民の人権が等しく尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 人権尊重のまちづくりの推進は、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として行わなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条の規定に基づき、市民及び事業者等の人権意識の高揚に努めるとともに、人権侵害を解消するための施策、其他人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、第2条の規定に基づき、さまざまな人権に

関する取組に協力するとともに、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるということを認識し、学校、家庭、地域、職場、その他のあらゆる場において、人権尊重の意識の高揚に努めなければならない。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、第2条の規定に基づき、さまざまな人権に関する取組に協力するとともに、事業活動に関わる全ての人の人権尊重の意識の高揚に努めなければならない。（推進計画）

第6条 市長は、人権尊重のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権教育・啓発推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（推進体制の充実）

第7条 市は、人権尊重のまちづくりを推進するための施策を総合的に企画し、実施するために必要な体制を整備するものとする。

（教育及び啓発の充実）

第8条 市は、市民及び事業者等の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関等と連携し、あらゆる機会をとらえて人権教育を推進するとともに、人権啓発活動の充実を図るものとする。

（相談体制等の充実）

第9条 市は、さまざまな人権問題に関する相談に的確に応じるため、国及び京都府等と連携し、必要な相談体制等の充実に努めるものとする。

（調査）

第10条 市は、人権侵害の実態の把握やその他、人権施策の策定、実施に必要な調査を行うことができる。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

9 綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱

令和5年3月27日告示第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、「LGBTQ+」等性的マイノリティがその人権を尊重され、自己実現を通じて生きがいを感じられる平等で公正な誰もが生きやすい社会の実現に向けて、パートナーシップ制度の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「LGBTQ+」とは、性的指向が異性愛のみでない者、性自認が出生時の性と異なる者、自身の性を認識していない者等をいう。

2 この要綱において「パートナーシップ」とは、一方又は双方がLGBTQ+である二者の関係であって、互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約束したものをいう。

3 この要綱において「届出」とは、パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、その旨を届け出をいう。

4 この要綱において「申告」とは、本市への転入前に、パートナーシップ宣誓制度等に係る都市間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体(以下「連携協定締結都市」という。)において、第7条第1項に規定する受理証明書等に類する書類(以下「受理証明書等類似書類」という。)の交付を受けた2人が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に申し出をいう。申告により、改めて届出することなく、第7条第1項に規定する受理証明書等の交付を受けることができる。

(対象者の要件)

第3条 届出又は申告をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方共に民法(明治29年法律第89号)に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が、現に本市に住所を有していること。
- (3) 双方共に現に、婚姻しておらず、かつ、届出をしようとし、又は連携協定締結都市において届出その他これに類する行為(以下「届出等」という。)をした相手以外に事実婚の関係にある者又はパートナーシップを形成している者がいないこと。
- (4) 届出をしようとし、又は連携協定締結都市において届出等をした者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係(届出をしようとし、又は連携協定締結都市において届出等をした者同士が養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)にないこと。

(届出の方法)

第4条 届出をしようとする者(以下「届出者」という。)は、

綾部市パートナーシップ届(様式第1号。以下「届出書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(3か月以内に発行されたものに限る。)
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類(3か月以内に発行されたものに限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 届出書は、当事者双方が署名したものでなければならない。ただし、市長が届出者双方又は一方の署名が困難であると認める場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定により届出書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示又はその写しの提出を求めるものとする。

- (1) マイナンバーカード(個人番号カード)
- (2) 旅券(パスポート)
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、届出をしようとする本人の顔写真が添付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(申告の方法)

第5条 申告をしようとする者は、綾部市パートナーシップ継続申告書(様式第2号。以下「申告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 転入前に交付を受けた受理証明書等類似書類の写し
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(3か月以内に発行されたものに限る。)

2 申告書は、当事者双方が署名したものでなければならない。ただし、市長が当事者双方又は一方の署名が困難であると認める場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定により申告書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示又はその写しの提出を求めるものとする。

- (1) マイナンバーカード(個人番号カード)
- (2) 旅券(パスポート)
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、申告をしようとする本人の顔写真が添付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(通称名の使用)

第6条 届出又は申告をしようとする者は、性別違和その他特に理由があると市長が認める場合は、届出書又は申告書に戸籍上の氏名と併せて通称名(氏名以外の呼称であって、

社会生活上日常的に使用しているものをいう。)を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望するときは、日常生活において当該通称名を使用していることが分かる書類を提出するものとする。

(受理証明書等の交付)

第7条 市長は、第4条第1項又は第5条第1項の規定により届出又は申告がされた場合において、当該届出又は申告をした者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、綾部市パートナーシップ届受理証明書(様式第3号)及び綾部市パートナーシップ届受理証明カード(様式第4号。以下「受理証明書等」という。)を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により、申告をした者に受理証明書等を交付したときは、当該受理証明書等を交付した事実とともに、申告に係る事項を転入前の住所の属する連携協定締結都市に通知するものとする。

(届出内容又は申告内容の変更)

第8条 前条の規定により受理証明書等の交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、届出又は申告の内容に変更があったときは、速やかに、綾部市パートナーシップ届内容変更届(様式第5号)にその変更に係る事実を証する書類を添えて市長に提出するものとする。

2 第4条第3項及び第5条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(受理証明書等の再交付)

第9条 受領者が、次の各号のいずれかに該当するときは、綾部市パートナーシップ届受理証明書等再交付申請書(様式第6号)により、再交付を申請することができる。

- (1) 当該受理証明書等を紛失又は毀損したとき。
- (2) 改姓又は改名したとき。
- (3) 通称名を変更したとき。

2 第4条第3項及び第5条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項に規定する申請があった場合において適当と認めるときは、受理証明書等を再交付することができる。

(受理証明書等の返還等)

第10条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、綾部市パートナーシップ届受理証明書等返還届(様式第7号)に自ら記入し、受理証明書等を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、紛失その他事情により添付が困難と市長が認める場合は、受理証明書等の添付を要しない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が死亡したとき。

(3) 双方が本市に住所を有しなくなったとき(受領者が連携協定締結都市に転出し、当該都市の長に対してパートナーシップ制度の継続を申し出る場合を除く。)

(4) その他対象者の要件に該当しなくなったとき。

2 第4条第3項及び第5条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、受領者が連携協定締結都市へ転出し、当該都市の長に対してパートナーシップ制度の継続を申し出た場合は、受理証明書等が返還されたものとみなす。

(受理証明の取消し等)

第11条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、受理証明を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、受理証明書等の交付を受けたとき。

(2) 受理証明書等を改ざんし、又は不正に使用したとき。

(3) 前条第1項各号に該当する事由があるにもかかわらず、綾部市パートナーシップ届受理証明書等返還届の提出及び受理証明書等の返還をしないとき。

2 前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、市長は交付した受理証明書等の返還を求めるとともに、取り消した受理証明書等の交付番号(受理証明書等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

10 用語解説

	用語	説明
あ行	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)	アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を目的として、2019(令和元)年5月施行。
	あやっこひろば	雨天の際でも広い屋内の遊具でのびのびと遊ぶことができる施設で、綾部市の子育て支援の拠点として、親子の交流促進や子育て親子への支援・相談、市内の子育てに関する情報発信等を行う。
	綾部市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン	本市の公の施設等において、「ヘイトスピーチ解消法」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われることを防止するため、施設の使用申請が行われた場合等に、市の公の施設等を管理する者が、各施設の設置及びその管理に関する条例等に基づく使用制限規定の適用について解釈・運用する際に拠るべき基準として策定したもの。
	綾部市介護サービス事業者連絡会	綾部市内で介護サービスを提供する事業者で構成され、人権に関する理解を深めるとともに、サービスの質の向上に必要な情報交換・調整等を行うことを目的に事業を実施している。
	綾部市高齢者保健福祉計画	介護保険の円滑な実施を図るとともに、高齢者が安全、安心で快適に暮らせる地域社会づくりを行うための計画。
	綾部市次世代育成支援対策推進行動計画「あやべっ子すこやかプラン」	「すべての子どもが心豊かに成長でき、誰もが安心して子どもを産み育てられ、地域社会全体が応援するまちづくり」を基本理念に、次代を担う子どもたちが健やかに育つよう行政施策をまとめた行動計画。
	綾部市市民憲章	丹波の美しい山河と豊かな伝統を持つふるさとを誇りとして、郷土愛に燃え、自然と人間が真に調和する新しい田園都市の実現を目指して1974(昭和49)年11月制定。
	綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例	誰もが障害の有無にかかわらず、手話やその他さまざまなコミュニケーション手段を活用することにより、お互いに尊重し合い、つながり合える共生社会を実現するために、2018(平成30)年に施行された条例。
	綾部市障害児福祉計画	「児童福祉法」に定める計画であり、ライフステージに沿った障害児福祉サービスの提供及び相談支援体制の確保や地域社会への参加による障害児の健やかな育成及び発達支援に関する計画。
	綾部市障害者地域自立支援協議会	障害のある人の相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉のシステムづくりに関する協議を行うための場として設置。
	綾部市障害者計画	障害のある人等の住みよいまちづくりの推進を目指して、障害のある人等のための施策に関する基本方針を示した計画であり、障害のある人の自立と社会参加を促進するための指針。3年ごとに見直しを行う。
	綾部市人権尊重のまちづくり条例	綾部市における人権尊重のまちづくりの推進について基本理念を定め、人権尊重社会の実現に向けて、市と市民等の責務を明確にするとともに、人権教育や啓発の推進及び相談・支援体制の充実を図ることを目的としている。2022(令和4)年4月施行。

	用語	説明
あ行	綾部市成年後見支援センター（こうけん・あやべ）	認知症や物忘れのある高齢者や障害のある方が住み慣れたまちで安心して生活できるよう、成年後見制度の活用を支援することを目的として、2024(令和6)年6月に綾部市および綾部市社会福祉協議会に開設。
	綾部市男女共同参画計画	男女がよきパートナーとしてあらゆる分野で共同参画する実質的な男女平等社会の実現を目指し、男女共同参画政策を総合的に推進していくための計画。
	綾部市男女共同参画条例	男女が対等なパートナーとして、いきいきと活動できる男女共同参画のまちづくりを目指して、市、市民、事業者等が一体となって取り組むことを決意し、2006(平成18)年4月施行。
	綾部市特定事業主行動計画	女性活躍推進法第15条に基づき、綾部市役所の管理的地位にある職員に占める女性職員の割合等目標値を示した計画。
	綾部市要保護児童対策地域協議会	「児童福祉法」第6条の3に規定する要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため、2008(平成20)年に設置。
	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）	1965(昭和40)年12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際の措置の実現を、当事国に求めている。1995(平成7)年12月に批准。
	育児・介護休業法	正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。2009(平成21)年7月に改正され、①子育て中の短時間勤務制度及び所定時間労働（残業）の免除の義務化②子の看護休暇制度③父親の育児休業の取得促進④介護休暇の新設等が主な改正点となっている。 2024(令和6)年5月に改正され、①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充②育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等が主な改正点となっている。
	インフォームド・コンセント	医療事業者（特に医師）が患者に対し、診療の目的・内容を十分納得できるように説明し、同意を得た上で治療すること。
	エイズ	後天性不全症候群（Acquired Immunodeficiency Syndrome）の略称で、後天的に免疫の働きが低下することにより生じるさまざまな症状の総称のこと。エイズはHIVウイルスによって引き起こされる。
か行	家庭児童相談室	児童の養育や学校等でのさまざまな問題を抱える保護者等からの相談に対し、児童相談所等の関係機関と連携を図りながら、必要な助言・指導を行う相談員を配置した相談室。
	基幹相談支援センター	地域における障害児者に関する相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組等を行う。
	京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン	京都府の公の施設等において、「ヘイトスピーチ解消法」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われることを防止するため、施設の使用申請が行われた場合等に、京都府の公の施設等を管理する者が、各施設の設置及びその管理に関する条例等に基づく使用制限規定の適用について解釈・運用する際に拠るべき基準として策定したもの。

	用語	説明
か行	京都府総合計画	2011(平成23)年に制定した「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」第4条の規定により、京都府の目指す方向性を将来構想、基本計画等の形で明らかにするもので、2019(令和元)年10月に策定した京都府総合計画(京都夢実現プラン)は、「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして」を掲げ、「将来構想」と「基本計画」、「地域振興計画」によって構成している。 基本計画の計画期間満了(2023(令和5)年度末)を待たず、前倒して改定した。
	共生社会	さまざまな人々が互いに理解をもって共存し、それぞれの文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。
	教育支援センター	不登校やいじめの問題に悩む児童生徒やその保護者、学校職員等を対象に援助・指導を行うことを目的として、1997(平成9)年12月に綾部市教育委員会に設置。
	高齢者雇用安定法	正式名称は「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」。継続雇用制度による高齢者の安定した雇用の確保の促進、高齢者の再就職の促進、高齢者退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、高齢者の職業安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする法律。65歳までの雇用の確保、多様な形態による雇用・就業等に重点を置き、高齢者等職業安定対策基本方針の策定、中高年齢失業者等求職手帳の発給、高齢者雇用確保措置、シルバー人材センターの設置等について定めている。 2021(令和3)年4月に改正され、70歳までの就業機会の確保が努力義務として設けられた。
	国際人権規約	世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中でも基本的かつ包括的なもの①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約 A規約)②市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約 B規約)③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書の3つの総称。わが国は、①及び②の2つの規約について、1979(昭和54)年6月に批准。
	国際婦人年	女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。
	国連総会	すべての加盟国によって構成される国連の主要な審議機関。
	戸籍謄本等の不正取得	京都府では2003(平成15)年に、司法書士が不正に取得した戸籍謄本等が結婚に反対する理由に使われた事件があった。また、2005(平成17)年以降、全国的に司法書士・行政書士らによる大量の戸籍謄本等の不正取得が次々と明らかになった。事件関係者は裁判で、不正取得の目的の多くは身元調査だったと証言している。
	子育て支援センター	就学前児童とその保護者及び妊婦を対象にその心身の健康保持増進のために、保育所に専用の場所と職員を配置し、子育て相談・指導及び保護者同士の交流事業や情報交換の場を提供する。
こども基本法	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。 2023(令和5)年4月施行。	

	用語	説明
か行	子ども・子育て支援新制度	人口減少社会の到来や急速な少子高齢化、都市部での深刻な待機児童問題、子育てへの孤立感・負担感の増加など子ども・子育てを取り巻く様々な課題に対応するために、2015(平成27)年8月に子ども・子育て関連3法に基づきスタートした。
	こども食堂	地域住民等による民間発の取組として無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供し、家庭における共食が難しいこどもたちに対し、共食の機会を提供する取組。
	こども大綱	こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるもので、2023(令和5)年12月閣議決定された。
	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	子どもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されることがないように子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。2014(平成26)年1月施行。その後、2024(令和6)年6月に「子どもの貧困対策推進法」から「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に改定・改称。
	こどもまんなか社会	こどもや若者一人ひとりの意見を聴いて、その声を大切に、こどもや若者にとって最もよいことは何かを考え、こどもに関する取組・政策をまんなかに据える社会。
	婚外子	法的には非嫡出子といい、法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子どもをいう。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)	女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっている中、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定され、2024(令和6)年4月に施行された。
さ行	災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へ避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。
	再犯の防止等の推進に関する法律	安全で安心して暮らせる社会を実現するため、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められている。2016(平成28)年12月施行。
	ささえ愛サポーター養成事業	地域で暮らす高齢者の自立した生活を支えるために必要な知識を学び、技術を身につけ、ちょっとした生活の困りごとや手助けを支援するサポーターの養成を行う。
	事前登録型本人通知制度	登録者の住民票の写しや戸籍謄本・抄本等の証明書を、本人の代理人及び第三者に交付した場合に、その交付した事実を登録者本人に郵送で知らせる制度。
	持続可能な開発目標(SDGs)	「Sustainable Development Goals」の略称で、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っている。
	児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)	1989(平成元)年11月に国連総会で採択された条約。児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。1994(平成6)年4月に批准。

	用語	説明
さ行	社会的責任（CSR）	企業活動において、社会的公正や環境等への配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会等の利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方のことをいう。
	就労継続支援（B型）	一般企業等での雇用が困難な障害のある人や一定年齢に達している障害のある人に対して、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上、維持を図るための支援。
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）	障害のある人に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加にとって、障害のある人に対する虐待を防止することが極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。
	障害者雇用促進法	正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障害のある人の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、障害のある人を一定の割合雇用するように義務付けるなど、障害のある人の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。2016(平成28)年4月1日施行。
	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）	女性が女性である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目標として、漸進的に措置を取ることが締結国に求められている。1985(昭和60)年6月に批准。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	パートやアルバイトを含む常勤労働者を301人以上雇用している政府、自治体、民間企業等に女性の活躍に向けた行動計画の策定を義務付けた法律。2015(平成27)年施行。 その対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大され、2022(令和4)年4月から施行されている。
	新型コロナウイルス感染症	COVID-19。重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2（SARS-CoV2）による感染症で、2020(令和2)年1月30日にWHOにより国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）が宣言されたが、2023(令和5)年5月4日に解除された。日本でも2023(令和5)年5月8日に5類感染症に移行した。
	心理的差別	侮辱や交際の拒絶など、言語や行為を通して表れる、人々の観念や意識のうちに潜在する差別。
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）	人権擁護推進審議会の答申を受け、2000(平成12)年12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。
	人権教育のための国連10年	1994(平成6)年の国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもとに、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間で「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援に向けて、住民に対する実効のある人権教育を実施することが求められた。これを受けて、1997(平成9)年7月に国内行動計画を策定。

	用語	説明
さ行	人権教育のための国連10年綾部市行動計画	「人権教育のための国連10年」の取組に対応する計画として、2000(平成12)年12月、人権教育・啓発推進に係る基本的指針となる計画を策定。この計画に基づき、市長を本部長とする「人権教育のための国連10年綾部市推進本部」を設置し、関係部局が連携を図りながらさまざまな施策を積極的に取り組んできた。
	人権デューデリジェンス	企業は、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施することを求められている。この一連の流れのこと。
	人権福祉センター	本市においては、2002(平成14)年4月から隣保館を人権福祉センターと改称し、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として各種事業を総合的に実施している。綾部会館、物部会館、栗文化センターの3館がある。
	スクールカウンセラー	臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置。
	ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)	ストーカー行為について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする法律。2000(平成12)年11月施行。
	スフィア基準	1997(平成9)年にNGOグループと国際赤十字・赤新月運動によって策定された、人道対応に関する最低基準。紛争や災害などの緊急時において、支援を受ける人々の苦痛を軽減するために実行可能なあらゆる手段が尽くされ、人間としての尊厳をもって生活を送るために役立っている。
	生活・介護支援サポーター養成事業	地域で高齢者の生活を支える仕組みをつくるため、担い手となる生活・介護サポーターの養成を行う。
	生活支援体制整備事業	包括的支援事業の一つであり、地域におけるサービスや担い手の開発等に取り組む生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等を行う事業。2014(平成26)年介護保険法改正により創設。
	性的マイノリティ	レズビアンやゲイといった性的少数者を表す言葉で、代表的な性的マイノリティの頭文字をとって「LGBTQ」と表現することもある。
	性同一性障害者	生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらかの性に属しているかをはっきり認識しながら、その半面で人格的には自分は別の性に属していると確信している状態の人。2003(平成15)年、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、法律で規定された要件を満たす場合は、家庭裁判所の審判を得て戸籍上の性別を変更することができるようになった。
	成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分で、自己決定を行うのに援助が必要とする人を保護するため、申立てにおいて家庭裁判所が能力状況に応じて、補助人、保佐人、後見人を選任し権限を与えてその人の生活と財産を保護する制度。
	性別役割分担意識	「男だから、女だから」「男は仕事、女は家庭」など、性別によって役割を分担するのが当然、あるいは自然だとする固定的な意識のことをいう。

	用語	説明
さ行	性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(AV出演被害防止・救済法)	AV出演被害の防止を図り、被害者の救済に資するため、2022(令和4)年6月施行。この法律は、性をめぐる個人の尊厳を守るための法律であり、出演者の性別・年齢を問わずAV出演契約を無力化するルールやAVの公表の差止請求、事業者への罰則を定めるもの。
	世界エイズデー	世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO(世界保健機関)が1988(昭和63)年に制定したもので、毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われている。
	世界連邦都市宣言	全地球の人々と共に永久平和の確立を目指す世界連邦運動の趣旨に賛同する地方自治体が議会の議決をもって宣言するもの。本市は全国に先駆けて、1950(昭和25)年10月に宣言。
	世界人権宣言	1948(昭和23)年12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として採択された。 全ての人間が差別されることなく人間として尊重され、自由であり、平等であると定めており、国際社会の基本的ルールの大きな柱となっている。
	セクシュアルハラスメント	雇用の場等で起こる性的いやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動。
	ソーシャルワーク	社会的な問題の解決を援助するための社会福祉の実践的活動。
た行	男女共同参画社会基本法	男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、男女が均等に利益を享受するとともに責任を担う男女共同参画社会を形成するための基本方針や理念を示す法律で、1999(平成11)年6月公布、施行。
	男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇等の面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。 2020(令和2)年6月より、職場におけるセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止対策が強化された。
	地域教育推進員	人権を守り、差別のない明るいまちづくりを目指し、市民の自発的、自主的学習活動を推進するため、公民館長の推薦により綾部市教育委員会が委嘱した推進員。
	地域包括支援センター	支え合いが必要な高齢者の心身の健康維持や安心・安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくために、総合相談や支援事業、権利擁護、虐待防止・早期発見、新予防給付等の総合的なマネジメントを担う中核機関のことをいう。
	超高齢社会	WHO(世界保健機関)と国連の定義に基づき、65歳以上の人口(老年人口)が総人口(年齢不詳を除く)に占める割合(高齢化率)が21パーセント超の社会のこと。なお、65歳以上人口の割合が7パーセント超で「高齢化社会」、同割合が14パーセント超で「高齢社会」という。

	用語	説明
た行	デートDV	恋愛関係にある男女の間で起こるさまざまな暴力のこと。
	同和問題（部落差別）	日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、被差別部落と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題。
	同和対策事業特別措置法	被差別部落の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、被差別部落住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。1969(昭和44)年制定。特別法による対策は、概ねその目的を達成できる状況になったことから、2002(平成14)年3月末日をもって終了した。
	同和対策審議会答申	内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が1965(昭和40)年8月、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり国民的課題であるとしている。
	特定失踪者	北朝鮮による拉致の可能性を排除できない日本人失踪者。
	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)	インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、特定電気通信役務提供者(プロバイダ)等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者がわからない場合、プロバイダ等に削除依頼をすることができる。
	特例子会社	障害のある人の雇用に特別な配慮をし、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定により、一定の要件を満たした上で厚生労働大臣の許可を受けて、障害者雇用率の算定において親会社の一事業所として見なされる子会社。
な行	日本語教育の推進に関する法律(日本語教育推進法)	外国人が「日本語教育を受ける機会が最大限に確保される」ことを国や自治体の責務とし、学校教員の配置や就学支援を義務付けた法律。2019(令和元)年6月施行。
	認定こども園	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)と、地域における子育て支援を行う機能(子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等を行う機能)を備える施設。
	認知症サポーター	認知症について学び、認知症のことを正しく理解している認知症の人やその家族の「応援者」。
	ノーマライゼーション	障害のある人が障害のない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指す理念。
は行	パートナーシップ制度	性的指向が異性愛のみでない人や性自認が出生時と異なる人、自身の性を認識していない人などがお互いに協力し合い、婚姻関係に類する関係性のパートナーとして届け出し、市が「パートナーシップ受理証明書等」を交付することによって、公的にパートナー関係であることを認めるもの。
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として2001(平成13)年に制定された。

	用語	説明
は行	パワーハラスメント	職場において、職権等の力関係を利用して、相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行い、精神的な苦痛を与えることにより、その人の働く環境を悪化させたり、雇用不安を与える行為。
	ハンセン病	1873(明治6)年にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。かつては、「らい病」と呼ばれていたが、現在は名称につきまとう差別的イメージを払拭するために、「らい菌」を発見した医師の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれている。2019(令和元)年11月22日、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律が制定された。
	ハンセン病を正しく理解する週間	ハンセン病に対する正しい知識の普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進を図ることを目的に、6月25日を含めた週の日曜日から土曜日までをいう。
	犯罪被害者等基本法	犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策を総合的、計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律。2005(平成17)年施行。
	被差別部落	歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域のことをいう。行政が同和対策事業を行う地域を「同和地区」として指定したが、歴史的には「被差別部落」であっても「同和地区」と指定されていないところもあり「被差別部落」と「同和地区」は同義語ではない。
	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
	フェミニストカウンセラー	女性の心理的支援を中心に、女性の自立、DV、セクシュアルハラスメント、性暴力など女性の問題の専門家。
	複合差別	いくつかの差別が結びついて起きる差別のことをいう。少数民族の女性が同じ民族の男性から性差別を受ける例や障害のある女性への性差別等、複合的に差別が生じている場合がある。片方の差別だけに注目すると他の差別が見えにくくなり、解決がしにくくなる。
	部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)	2016(平成28)年12月に施行され、「現在もなお部落差別が存在する」ことを明記し、「部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現すること」を目的とした法律。
	ヘイトスピーチ	特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動。
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)	この法律では、国民には、特定の民族や国籍の人々等を誹謗中傷し、社会から排除しようとする「ヘイトスピーチ」の解消が必要であることへの理解を深め、ヘイトスピーチのない社会の実現に協力するよう求めている。 国にはヘイトスピーチ解消のための施策を実施すると共に、地方公共団体に対して必要な助言や措置をとることを義務付け、地方公共団体にはヘイトスピーチ解消のため、地域の実情にあった施策を実施するよう努めることを求めている。	

	用語	説明
ま行	マタニティハラスメント	妊娠・出産を理由として被る不利益や、精神的・肉体的な嫌がらせ。
	身元調査	結婚や就職のときに、興信所等の調査業者に依頼したり、知人や近所の人等へ聞き合わせて、本人の知らないところで、個人情報に関する情報を調べることで、人権侵害につながる行為。
	民生委員・児童委員	民生委員は、地域住民の中から選ばれ、自らも地域に住む一員として、住民の見守りや相談活動を行うボランティアで、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、児童福祉法に定める「児童委員」を兼ねている。
や行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている、18歳未満の子どものこと。
ら行	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的としている。2006(平成18)年6月施行。
	労働基準法	憲法第27条第2(勤労条件の基準)の「賃金、就業時間、休憩その他の勤労条件は法律でこれを定める」という規定に基づいており、労働条件に関する基本法規であり、労働者が人たるに値する生活を営めることを目的として必要な労働条件の最低基準を定めた法律。
	労働施策総合推進法	正式名称は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」。2018(平成30)年6月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(同年7月公布)において、働き方改革の総合的かつ継続的な推進を図るため、それまでの「雇用対策法」を改正して制定された法律。2019(令和元)年5月の改正では、パワーハラスメントの内容が初めて明文化され、事業者のパワーハラスメント防止措置を義務付け、パワーハラスメント防止対策の法制化がなされた。
わ行	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
アルファベット	DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人等の親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力(生活費を渡さないなど)、社会的暴力(交友の制限等)も含まれる。
	H I V ・ H I V 感染症	H I V はヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)の略称で、H I V 感染者とは、エイズを発症させる原因となるH I V に感染している人のこと。
	L G B T Q +	セクシュアルマイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。 Lesbain(レズ):女性同性愛者、Gay(ゲイ):男性同性愛者、Bisexual(バイセクシュアル):両性愛者、Transgender(トランスジェンダー):性別越境者、の頭文字をとったL G B T に性自認や性的指向が定まっていなくてもしくは、意図的にクエスチョニングの人と、「性にとらわれたくない、L G B T のトラベリングを避けたい」などの理由でQueer(クィア)を自認する人たちを示すQを加えた言葉。いずれにも当てはまらない人などは「+」として表される。

	用語	説明
アルファ ベット	N P O	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
	S N S	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サイトのサービスのこと。

第4次綾部市人権教育・啓発推進計画
人権かがやきプラン

発行 綾部市
発行年月 2025年(令和7年)3月
編集 綾部市市民環境部人権啓発推進室人権推進課
〒623-8501
京都府綾部市若竹町8番地の1
電話 0773-42-4249

